

第 59 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日時 平成 27 年 8 月 13 日（木）13:00～16:00
- 2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松 肇
 - (委 員) 北村 行伸、西郷 浩
 - (専 門 委 員) 岩下 真理、渡辺 努
 - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 それでは、ただ今から第59回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

今回も、前回に引き続き、小売物価統計調査の変更について審議を行います。

前回の部会では、変更事項のうち、「動向編の調査計画における調査品目の名称整理」、「構造編の調査品目の表記方法の変更」、「調査員調査から本省直轄調査に柔軟に変更できるようにするための手当」、「中間バスケット指数の作成取りやめと連鎖指数の充実」のそれぞれについて、調査実施者から説明された修正案を含めて審議を行い、いずれについても、適当と整理をいたしました。

ただし、動向編及び構造編における品目の選定基準については、本日の部会で、引き続き審議することとしております。

また、前回の部会では、諮問の際に統計委員会で発言がありました「消費税抜き指数の作成及び公表」、「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」についても、調査実施者における対応方針について議論いたしました。

このうち、「消費税抜き指数の作成及び公表」については、次期消費税率の改定に合わせて対応されるとの方針について賛意が示されました。本日、追加の資料が準備されております。

また、「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」については、本日の部会で、引き続き審議することとしておりますが、これに関して、日本銀行が現在行っている事務所賃貸に関する品質調整の手法等について、同行から御説明いただくことにしております。

なお、本日の部会は、16時までということで、3時間を予定しておりますが、次回の9月3日が部会の最終回ということもあり、あるいはさらに多少時間をオーバーする場合もあります。御予定がおありの方は退席されても結構です。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料といたしまして、議事次第にありますとおり、資料1として「前回部会における宿題対応」、資料2として、日本銀行に作成していただきました「企業向けサービス価格指標『事務所賃貸』における品質調整方法」、資料3として「審査メモ」、資料4として「審査メモで示された確認事項に対する回答」をお配りしております。

また、参考資料として、「前回部会の議事概要」をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

審議に入ります前に、調査実施者で人事異動があったということですので、一言御挨拶をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 7月31日付の異動で新しく物価統計室長になりました小松と申します。

審議途中の異動ということで御迷惑をかけて申し訳ないのですが、真摯に対応していくたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○廣松部会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。まず前回の部会における宿題についてです。

最初に、動向編及び構造編の品目の選定基準についてですが、選定基準については、前回答申であります平成24年の答申の際にも、「今後の課題」の一つとして示されております。本日の資料3「審査メモ」で申し上げますと、8ページの「(4) 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」が、それに当たります。ここでは、専ら、動向編の選定基準の一つである「1万分の1」という基準の適否について課題とされております。

そこで、前回部会の宿題に対する回答とともに、前回の答申における「今後の課題」の該当部分についても一括して説明をしていただき、あわせて審議したいと思います。

では、まず、調査実施者から、前回部会の宿題部分について説明をお願いします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から前回部会の宿題部分について御説明をさせていただきます。

資料1の①になります。動向編の品目の選定基準の関係ということで前回、御提示をさせていただきましたが、これに対しまして御指摘を幾らか受けたということもありまして、改めて修正の後、再提出という形にさせていただいたものです。

具体的にどこが変わったかを簡単に御説明差し上げますと、資料1-①1ページ目の「1上位品目の選定基準」ですが、上位品目と調査品目の関係が当初、若干分かりにくくなっ

ていたわけですが、これに関して整理をするという話がありました。これにつきましては、注書きに「『上位品目』とは、」及び「『調査品目』とは、」という形で定義を書かせていただきまして、上位品目については「家計調査の設定品目に準じて設定される、財又はサービスの群」、調査品目については、「実際に調査対象となるもの」という定義をさせていただいたということです。

それから、「2 調査品目の選定基準」の「ii) 中分類指数」の記述が非常に分かりにくかったというお話がありましたので、こちらも注書きで前回、消費者物価指数の中分類指数のことですということを明記する形にさせていただきました。

あと、こちらは文言上の話に近いところはありますけれども、下の方の「ii) の説明」の中の②の部分で、当初は「同一とみなせる同じ値動き」というかなりややこしい書き方をさせていただきましたが、ここは御指摘がありまして、「同一とみなせる値動き」という記載に修正をさせていただいております。

動向編の関係については、以上です。

引き続きまして、構造編の品目の選定基準であります、こちらは3ページの資料1－②を御覧いただければと思います。こちらも前回提示したものに関して、御指摘を踏まえまして修正し、再提示するという形になっています。

御指摘に関しては、調査について3つ区分があるわけですが、こちらの基準について、上下関係等の整理がちゃんとされていないのではないか、むしろ共通のものと個別のものに分けてはいかがかという御指摘をいただいたと認識しております、こちらを踏まえまして、共通の基準、個別の基準という形に分けさせていただきまして、共通基準は通年調査ですか大きく価格が変動しないとかいうような話を並べ、個別基準に各々の調査に特化したものを整理したという形にさせていただいております。

これを踏まえまして下の方も若干整理をしておりますが、新しい文言を記載した等のことは基本的ないと認識しております。

それから、5ページ以降、資料1－③ですが、調査計画上の品目の記載イメージに関しては、当初諮問時にお願いしていた形と今回かなり変更されたということで、改めまして形を整理して提示をさせていただきました。

「上位品目」、「調査品目」という形で調査区分が並んでいるということで、調査計画の中身もこのような形で変えるものと理解をしております。

また同様に構造編に関しても、資料1－④という形で11ページに整理をさせていただいております。こちらは新旧対照表というか、当初の変更案も含めてどういう形に変わるかという形で示させていただいておりますが、当初の変更案を改めまして、形としては元のような形に戻していくということで、調査計画案では一番右の四角に入っている形のものが最終的に掲載されるというイメージで考えております。

宿題事項の件に関しては、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

続きまして、前回答申の「今後の課題」につきまして、資料3「審査メモ」の8ページにより、事前審査の結果を事務局から説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、御説明をいたします。

資料3の8ページ目の（4）です。前回答申時の今後の課題なのですが、箱書きにございますとおり、現行の小売物価統計調査、要は動向編のことなのですけれども、調査品目の選定基準、具体的に挙げれば「家計の消費支出総額の1万円の1以上等」について検証しましょうというのが今後の課題になっていました。

それに関する審査結果ですけれども、第2段落の「この課題について」というところです。検討していただいた結果なのですが、仮に更に細かい品目を採用したとしても、価格変化によるCPIの総合指数への寄与度が小さいということ、品目数を増やすことで、ウェイトの大きな品目のサンプルサイズに縮小が起こり得るといったようなことで、1万円の1以上が適当という判断がなされているところです。

そこで、こういった判断の確認ということで、論点に掲げておりますとおり、3つについて調査実施者に対して投げかけをしております。

まず1つ目については、この「1万円の1」なのですが、これよりも大きい場合あるいは小さい場合、品目数はどれくらいになるのかということ。それから、集計結果への影響はいかばかりかということです。

2点目としては、諸外国と比較した時に、現行の基準はどの程度の水準なのかということです。

3点目は、「1万円の1以上」というそれ以外の基準について、それが適当であるかどうかということなのですが、これにつきましては、今、議論をされております動向編の選定基準は資料1-①でセットで議論されるということになっております。

以上が論点3つでした。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、事前審査で示された各論点について、調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 私から説明させていただきます。

資料4になるのですが、こちらは審査メモで示された順番に並んでおります関係で、これの対応箇所につきましては7ページ目に当たります。

「（4）現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」という形で、こちらから9ページ目までにまとめさせていただきますので、順次御説明をさせていただきます。

まず初めに、論点の1つ目、「1万円の1」に関して大きい数、小さい数にした場合の品目数はどのようになるか、集計結果への影響はどの程度であるかという論点を頂いています。

こちらに関しましては、「家計の消費支出総額の1万円の1」よりも大きい数にした場

合について、一度検証をした結果がありまして、それが下の表に並んでいる形になっています。

例えば、一番小さい振れ幅である「1万分の3」にした場合ですが、総合指数はほぼ一致するものの、中分類で見た時は、公表値との乖離、一番気にされることが多いとは思うのですが、マイナス、プラスの逆転のケースが既に表れておりまして、これを粗くしていくというのは非常に難しいのではないかと思っているところです。

以下「1万分の5」「1万分の10」というものも並べていますが、このような形で、何らかの形で影響が出るということになります。

また、これより細かくした場合に関しましては、先ほど統括官室からお話をもありましたが、品目が増えるということはあるのですが、当然のことながらその分ウエイトが小さいものを取り上げることになりますので、指数への寄与度は極めて軽微になるということ、また、調査のリソースも少ない中で品目数を単純に増やしていくというのは極めて困難でありまして、現行調査しているものにその辺の精度の低下等の調査上の影響が出てくることもありますので、現在の「1万分の1」という基準が一番適当なものではないかと私たちは考えているところです。

論点の2の関係については、8ページに記載させていただいております。品目数、品目数の幅等についてです。各国との比較というお話をしたので、比較の表を作らせていただいているところです。

各々の品目等については、考え方は区々であるところではありますが、アメリカやフランス等若干大きくくりなところを除けば、日本が550ですけれども、600～750程度という形で、ほぼ品目数としては大体遜色のないものになっている。範囲についても、ほぼ品目数と比例する形で合っているような形になっているのではないかと理解しております、日本の550品目も特異な数字ではないと考えているところです。

それから、論点の3番目である「1万分の1以上」を除く基準に関しまして、どのような理由から適当な基準であると判断したのかに関しましては、9ページに記載をさせていただいているところです。

1つ目の「中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目」という形の基準でございますが、こちらについては、調査リソースの有効活用という観点もありますし、今回、廃止を計画しておりましたルームエアコン取付け料みたいなものもありますけれども、こちらのように他に十分な代表性を確保できる品目が存在するのであれば、あえて余分な品目を調査する必要もないということで、廃止してより効率的な調査を行うようにするを考えられるものということとして、こちらについては適切なものではないかと理解しております。

2つ目の「円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目」ということで、こちらは調査の実施可能性の問題と認識しております。今回、廃止を計画しております「かれい」のように、例えば品目が多くて地域性が強いから価格の取集が困難とい

うことがありますと、当然のことながら指数系列本体にかなり大きな影響を及ぼすということとして、こういうことがないように品目を選んでいくことが重要だというための基準として、こちらについても適切なものではないかと理解しているところです。

本項の説明事項については、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、今、回答をいただいた内容に関して、御意見等をいただきたいと思いますが、まず最初に資料1「前回部会における宿題対応」について、その後、「前回答申における『今後の課題』への対応状況」について審議を行いたいと思います。

まず、資料1「前回部会における宿題対応」に関して、御質問、御意見あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

前回の部会に提出していただいたものに、その時いただいた御意見を反映する形で修正を加えたものを今回提出していただいたわけですが、前回も申し上げましたとおり、この品目の選定基準に関して、こういう形で明示された文章が出てきたのは初めてということであり、評価できると考えております。

内容に関して、いかがでしょうか。

少し細かい言葉遣いの問題で恐縮なのですが、資料1の2ページ目の最後に「②調査員等による出回り調査での確認」という言葉があります。これは商品ないし品目がどの程度出回っているかを調査するという趣旨でよろしいですね。

○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 はい、そのとおりです。

○廣松部会長 3ページの個別基準のところで「買い回り」あるいは「買い回り調査」という言葉が出てきます。「買い回り」という言葉が一般に使われているのかどうかよく分からぬのですが、消費者が日用品だと駅前の店で買うとか、もう少しファッショニ性の高いものはどこか、もうちょっと遠くまで行くとか、そういう意味の「買い回り」ということでよろしいですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そのような御理解でよろしいかと思います。

○廣松部会長 そうすると、余りこだわるわけではないのですが、誤解を生まないような表現を使うとすると、2ページの「出回りを調査」は、例えば商品のうち「品目の出回り調査」という言葉を追加してはどうか。

それから、「買い回り」は「消費者の買い回り」というのではどうでしょうか。そういう言葉をつけた方が分かりやすいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○小松統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 分かりました。ありがとうございます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○北村委員 確認なのですけれども、1ページの「i) の説明」で、1万分の1以上である場合を「重要度が高い」というのは分かるのですけれども、次の段落で、特殊要因によ

って一時的に消費が増加しているとか減少しているという場合があるというのですが、基本的には、例えば食中毒が出たとかあるいは一時的に何かブームが来たとかそういうことかと思うのですが、この判断は具体的にはどのように見られるのですか。その前の年と比べてとかいうことで見るのですか。それとも、何年かの平均で見てというように見るのですか。この基準はどのようになっているのでしょうか。

○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 基本的には今、御指摘のありましたように、冷害ですか、そういった特異な事情で著しく例年と変わっているものを示しているものでして、そこは正直申し上げて、明確な基準ではなくて、総合的な判断で解釈して進めていきたいと思っておりまして、その内容につきましては、実際に審査していただくかどうかとか、きっちり審査していただいて、進めていきたいと考えているところです。

○北村委員 理由が明らかに何か社会的大きなニュースになったとか、そういうものであれば分かるのですが、微妙に1万分の0.9とか、何か起こったらしいけれどもよく分からないとかいうものはないのですか。少なくとも入れた方がいいのではないかと思われるけれども、具体的にということです。

○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 今、調べてもらいましたけれども、過去にここに適用した事例は今のところありませんので、今後、そういった事例があった時には適切に対応したいと思っております。

○北村委員 ということは、1年間をとって見れば大体そんなに大きなぶれはなくて、一時的にあったとしても数カ月とかそういうことなので、ならせばそんなに心配する必要はないということでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そのような理解でよろしいと思います。いずれにしましても、何かこういうところに着目しなければいけない理由がもしあれば、それは調査をしている過程である程度情報が集まつてくるものになるかと思いますので、何かの理由でここに当てはまる場合は、先ほども申し上げましたとおり、審査部局と御相談しながら当てはまるかどうかを考えて対処をしていきたいと思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○渡辺専門委員 今のⅰ～ⅲの説明で「ⅱ) の説明」の②が今回修正された案だと思うのですけれども、前回どういう文章だったかよく記憶がないのですが、たしか②に相当するものは、私の理解では商品が同一性が高いということと、値動きが似ているという2つの要素が入っていて、それが分かりにくい日本語になっていたと記憶しているのですが、今回の表現だと値動きが似ているということだけが残っております。

それだと抵抗があるのですけれども、その理由は、値動きが似ていれば同じものだと認識するというような書きぶりになっているのですが、値動きが同じかどうかということと、商品が同じかどうかというのは、一応別な話ではありますので、前回の私が記憶している

範囲での、まず商品としてよく似ているということもこの②の中には入ってくるべきなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から事実関係だけ。前回の資料1になります。お持ちでなければ申し上げます。前回では、②は「当該中分類において、同一とみなせる同じ値動きの品目がある場合」ということで、この段階でもやはり「値動き」だけが書かれていたようですので、品質といったものが必要ということであれば、条件として付加するという形になるのかもしれません。

○渡辺専門委員 分かりました。

私の理解は、この「同一とみなせる」が「品目」にかかっていると思っていて、同一とみなせる品目、同じ値動きの品目という2つのことが書いてあるのかなと理解したのです。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 分かりました。失礼いたしました。

○渡辺専門委員 いずれにしても、きょうの御提案に戻ると、値動きが同じだから同じ商品なのだと考えるというのは、答えを見てから答案を書いているような感じがあるので、そうではなくて、事前の意味である程度同じような商品だということは判断できていって、なおかつ実際の値動きを見てもよく似た値動きをしていると考えないと、出てきたものがとにかく似た動きをしていればいいのだということであるとすると、理屈上は全然違う商品なのに値動きが似ているのでという状況も生まれてしましますから、そこは同じような商品だということが、事前にある程度分かるというニュアンスがもう一つ条件として入った方がいいと思います。

○廣松部会長 今の御意見に関してどうですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 実務的なことを申し上げると、もちろん品目として似たものであるかどうかという話、値動きとして似たものであるかどうかという話については、一つの品目の中でいろいろと見ているという話もありますけれども、当然両方見ながらやっていることは事実でございまして、そのようなことが読み取れる表現になっても、私どもとしては全く問題ないと理解しております。

どのように直せばいいかというのは、検討をさせていただきたいと思います。

○廣松部会長 では、今の部分は渡辺専門委員の御指摘の趣旨に沿うような形で修文をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○岩下専門委員 細かいことで確認なのですけれども、先ほどの「1万分の1以上」という話で、ウエイトを見て確認するということで、現在、来年に向けて2013年の平均値で家計支出を見てウエイトを見ているかと思うのですが、それは2015年になった時に「1万分の1以上」が微妙に変わってくるものはあり得ないという前提でいいのですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長

基本的にはトレンドの動きである程度見てはおりまして、その形で基準になるものが変

わっても大丈夫であろう、この範囲で変えれば問題はなかろうというイメージを持って今回、出させていただいているところになります。

必ずしも間違いなく大丈夫かと言われると、出たところを見ていないと分からないところはあるのですが、その場合はまさに臨機応変に対応していくということも必要になってくるかと思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

今、どちらかと言うと動向編の資料1-①に関する御意見が多かったのですが、構造編の資料1-②に関しましてはいかがでしょうか。

それでは、現在の段階で選定基準に関しましては、先ほど御指摘いただいた点で1ページ目の当該品目の消費量が著しく変化した場合という特殊要因の件に関しては、今まで適用した例はないということですし、その点に関しては今後何が起こるかよく分かりませんので、そこは十分検討していただいた上で適用するかどうかを判断いただくということにしたいと思います。

それから、一番下から2行目の②「同一とみなせる値動きの品目がある場合」で、値動きと品目との両方に着目をしているということが分かる形での表現に修文をお願いするという点。

そして、先ほど私が申し上げました、出回り調査と買い回り調査のところに少し言葉を足していただいて、より明確になるように御検討いただきたいという3点かと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、前回の答申の今後の課題の対応状況ということで、主として「1万分の1」の基準に関してですが、資料4「審査メモ」の指摘事項に対する回答を聞いております。

論点として大きく3つあるわけですが、それぞれに関しまして、資料4の1~3ページ目までございますが、これらの論点に関する回答に関してはいかがでしょうか。

少なくとも前回の答申における今後の課題に関しては、資料4の1~3ページまでのようないでこの間検討していただき、結果として現状の「1万分の1」という基準を維持するということですが、よろしいでしょうか。

この点に関しては、先ほど岩下専門委員からありましたとおり、確かに家計調査の5年に1度の標本の改正と、消費者物価指数の基準改定と少し間があきますので、その間の変化に関してはもちろん十分注意をしていただき、もし大きな乖離が出るようであれば、それについては慎重に検討していただいた上で、なるべく新しい情報を採用していただくということが望ましいのではないかと思いますが。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、品目調整の選定基準に関しまして、大きく前回の部会の宿題に対する回答と、前回の答申に関する今後の課題の対応状況について、今回、整理されたものでおおむね適当と整理してよろしいでしょうか。先ほど申し上げましたとおり、修文する箇所に関して

は、後ほど事務局と調査実施者で詰めていただくようにお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

次に、2つ目の審議事項ですが、6月25日の統計委員会において、西村委員長及び前田委員から提案のありました「消費税抜きの指数の作成及び公表」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」について、審議を行いたいと思います。

まず、「消費税抜き指数の作成及び公表」についてですが、これにつきましては、前回の部会において、「消費税が導入された当時まで遡った指数を作成・提供することはできるのか」、「簡易な推計をすることによる真の値との開きについて、どういった部分について加工度が高いか明らかにしてほしい」といった御意見が出されました。

それでは、調査実施者の検討結果について説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から説明させていただきます。資料1-⑤に当たります13ページ目を御覧ください。

消費税抜きCPIと言われているものに関しましては、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基礎的な動きの分析に資するものという形で、前回の部会でも、しっかりと対応させていただきたいというお話はさせていただいたところです。

1つ目のところに作成方法についてと書いてありますが、これは基本的に前回お話ししたものと同様として、機械的な控除による推計でやらせていただきますという話が淡々と書いてあるというものです。

実施時期につきましても、先ほど部会長からも御紹介がありましたとおり、2017年4月に予定されておりますが、税率改定の実施のタイミングで何らかの形で出せるように、また、出す際においては参考値という形で公表させていただきたいというのをここに明記させていただいております。

御指摘のあった点に関して、まずどこまでできるのかという遡及計算できる時期の話です。こちらは中身が明確に詰まっていない時点でどこまでという話はあるのですが、少なくとも記載していますように、消費税率が5%に改定された時点までに関しては、これはもう疑いなくできると間違ひなく言えるでしょうという話です。

また、一方で導入時に関しましては、前年との比較という都合がありまして、導入前の時点を見ますと、そこには消費税の代わりに物品税が課されているというような状況があります。こちらをどのように扱うかとか、どのように控除するかということを考えると、この前後に関してはなかなか難しいのではないかと思っているところです。

申し上げますと間があるわけですが、そこ辺に関しましては、今後、各方面のニーズを踏まえながらどこまでできるかを考えていきたいと考えています。

もう一点、できるだけそういう乖離等々について明確にすべきというお話でございますが、こちらについては、私たちといたしましても必要な情報を早期に出していくというのを極めて重要なことだと考えておりまして、こちらは日銀ですか内閣府ですかというところとお話をしながら、できるだけ情報は出していくという方向で考えています。

少なくとも、前回も若干お話をさせていただいたところではあります、現時点で想定できる利用上の留意点ということで、「（1）納税義務免税事業者の扱い」「（2）課税の範囲・他の間接税との関係」「（3）経過措置の扱い」という形で書いておりますが、こういうところの扱いについては、全く何も考えずに機械的にやるにせよ明確にしていく必要がありますし、見ていく中でより必要な留意点、もしくはこのようにやっていますという話があれば、明確にしていくべきだとは認識しております。

簡単ではありますが、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして御意見等あれば、御発言いただきたいと思いますが、その前に私から1点確認ですが、前回、私も少し混乱したところがあったものですから申し上げておきたいと思います。資料中に「消費税率改定」と記載されておりますが、これは今のところ2017年4月の予定です。これは、消費者物価指数の慣例のというか、定期的に行われている基準改定とは別なもので、消費者物価指数の基準改定は、今の予定では2016年8月と聞いておりますので、それとは時期が違うということを確認しておきたいと思います。

それから、今の説明を聞いて、私から1点伺いたいのですが、税率分を機械的に調整することですが、今の想定としては、税を全て除いたゼロ%ベースの指標を作られるのか、それとも、税率の変動分の影響を見るという意味で、具体的には5%かもしれません、ゼロ以外の率で作られる想定なのか。そこを伺えればと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 こちらについては、もともと目的を税率改定の直接的な影響を除いた物価の基調的な動きを分析するところに置いております関係上、どちらの選択肢もあるのかなと思いますけれども、基本的にはここはニーズを踏まえながら検討、調整をしていくということを考えております。

今の段階では、どちらかというのを明確に決めているわけではありません。

○廣松部会長 分かりました。

それでは、今の説明に関して、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

確かに消費税が導入された時期でいくと、先ほどもありましたように物品税の扱いをどのようにするかとか、かなりテクニカルには面倒なところが出てくるかと思います。あるいはこれは租税公課を全部除くという考え方もあり得ると思いますが、それはかなり概念的にも技術的にも検討を要することかとも思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺専門委員 この方法は去年の4月に日銀とかあるいはシンクタンクの皆様が使っていた方法と同じものと思っていいのですか。それとも、少し何か違う点があるのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 基本的には、この場でもともと問題意識として挙げられました、今、先生のおっしゃったような方法等もベースに考えていくと理解しております。

○渡辺専門委員 そうすると、去年の4月とか5月の数字は、消費税を抜いた数字として皆さんのが想っていたものと同じものが出てくるというわけでもないのですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 その辺の細かいところに関しては、一応具体的にどのように作るという話については今後まとめていきますので、必ず間違いないその数字と同じになるという保証までは、今の時点では明確にはできませんけれども、ただ先生がおっしゃったように、一応もともとの問題意識がそこにあったということは私どもも認識しておりますので、その方法をベースにした上で考えていくということは変えるつもりはない御理解いただければと思います。

○廣松部会長 どうぞ。

○北村委員 消費税の議論をする時にいつも問題になるのは、小規模事業者が免除されているという話なので、それについて留意点として挙げられているのですけれども、何かもう少し具体的に、実際どれぐらいバイアスがかかっているのか。これは例えば機械的に5%から8%になった場合にどう変わったというのは、それに適用されている人が余りいないとか、かなりの数が免税になっているとかいうこともあり得ると思うのですが、そこら辺の見通しというか、これは機械的にやった結果であるという立場ですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 機械的にやるということが大原則になっているとは思っています。ただ、留意点にも挙げておりますとおり、影響のあるような項目が結構たくさんあるので、そこら辺が何とかなるのならそれは非常にいいことだと思うのですが、その辺も踏まえた上で、何ともならないところに関しては基本的に留意点という形でお出しをするというやり方をしようと思っております。

要は、既に出されているものと比べてどこまで違うようになるかはよく分かりませんが、可能な限りできればいいと思っているところです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

今の御指摘の点は、いささか微妙な点を含むところがあり、制度的にもそうですが、具体的、技術的にどこまでそこを詰められるかに関しては、少し実際の計算をしていただいた上で判断をしていただくということにならざるを得ないかと思います。

○岩下専門委員 今の御説明ですと、いろいろ検討して最終的に決めて、実際に発表するどれぐらい前のタイミングで、こんな感じでやりますという、スケジュール感を示していくだけの決めておいていただけたらいいのではないかと思いました。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 手元にそれだけの線表を持っているわけではないので、何ともお示ししがたいことがあります、考えてみます。一応、事前に出すということ自体は確約をさせていただきますけれども、出せるかどうかということについては、検討をしてみます。

検討の結果、なかなか明確な日付が出せないということであれば申し訳ないと思うのですけれども、少し考えてみます。

○廣松部会長 では、今のスケジュール感に関しては、理想的にはこの答申をまとめます

でに何らかのめどを出していただければと思います。余り無理は申し上げません。御検討いただければと思います。

先ほども申し上げましたとおり、今の段階で消費税率の改定は2017年4月の予定ですが、もしかするとその時に軽減税率という大変面倒なことが入ってくるかもしれませんし、いろいろ作業の負担も変動するかと思いますので、御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

この点に関しまして、ほかに御発言はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「消費税抜き指数の作成及び公表」につきましては、本日、説明のあった方向で対応していただくということでおよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、予定どおりの対応ができるよう検討を進めていただくことを希望するという整理にさせていただきます。

続きまして、「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」についてです。

前回の部会において、統計局から取組状況について説明していただきましたが、それにに対して、「検討のスケジュール感を示してほしい」、「家賃の品質の調整を行わない現在の形でいいと考えるのであれば、その理由を示してほしい」といった御意見がありました。このほか、「日本銀行が行っている事務所賃貸に関する品質調整の手法について同行から説明を行ってほしい」との要望もありました。

そこで、本日は、まず、日本銀行から資料2により説明をいただき、その後、統計局から前回部会で示された御意見に対する回答を頂き、議論については、それらの説明の後にまとめて行いたいと思います。

では、日本銀行から説明をお願いいたします。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 よろしくお願ひいたします。日本銀行調査統計局の肥後と申します。

配布しております資料2で、本日は「企業向けサービス価格指数『事務所賃貸』における品質調整方法」について説明をさせていただきます。

最初のページの下のところに目次がありますが、まず、企業向けサービス価格指数における「事務所賃貸」指数の概要を説明させていただいた後、実際に品質劣化、経年劣化の計測方法について2章と3章で御説明させていただいた後、4章で実際にどんな数字になるのかを御説明させていただいた後、最後にまとめをさせていただきたいということです。

では、1枚おめくりいただきまして裏側、SPPIにおける「事務所賃貸」指数の概要です。日本銀行では、企業向けサービス価格指数の「事務所賃貸」で、事務所向けのオフィスビルの賃貸サービスを調査させていただいております。

「事務所賃貸」は、企業向けサービス価格指数において相応のシェアを占めておりまして、全体の4.4%のシェアを占めているということです。

このサービスは、地域間で代替がきかないということもあります、地域ごとに価格動

向にばらつきがありますので、今、4つの品目を立てて区分して調査して、各々の地域の指標を公表しているということです。具体的には、事務所賃貸の東京圏、名古屋圏、大阪圏、それ以外の地域という形で調査させていただいておりますが、全部で4.38%のウエイトがあるのですが、東京圏のウエイトが圧倒的に大きいという数字です。

調査価格数ですが、4つの品目の合計で289という数です。かなり少ない数ではありますけれども、基本的な調査方法としまして、1つのビルの全体の賃貸収入を実際の賃貸している稼働面積で割るという形で調査させていただいておりますので、数は少ないと申しますても、大きなビルにたくさん入っているテナントさんの賃料が包括されたものになっているということですので、相応のカバレッジはあると考えております。

次のページですが、こうやって価格調査をさせていただいているわけですが、やはり品質が一定かということについては、やや問題があると考えております。

事務所賃貸サービスの品質に大きく影響する属性は4つあると考えております。1つは立地、つまりどこにあるか。東京の大手町にあるのか、札幌市にあるのかというようなことで大きく品質が違いますので、それが大事である。それから、規模であります。実際に事務所賃貸の賃料は1m²当たりみたいな形でとるわけですが、オフィスが大きければ大きいほど大体割高になっています。それは大きな会社さんが大きなビルに入るわけですが、同じ会社さんが同じビルにあることによって、いろいろなコストを節約できますので、規模が大きいほど品質が高いと考えられております。それから、設備です。空調設備がどうなっているとか、照明がどうであるかとか、エレベーターがあるかとか、そういった問題は当然、事務所を使う快適性に大きな差が生じますので、設備が大切である。それから、築年数であります、当然のことながら新しいビルの方が品質がよくて、古くなるほど悪くなっているということです。

私どもの調査方法は、調査対象のビルを東京の大手町の何々ビルみたいな形でずっと継続調査しますので、それである限り①～③の属性は基本的には固定されるということでございます。

ただ、固定していますので、そのビルは1年たてば1年築年数が古くなっていきますので、築年数に伴うビルの経年劣化の品質低下を回避することができません。ですから、築年数の増加に伴う品質劣化を補正する必要があります。

そういった関係で、長年の悩みではあったのですが、日本銀行では2010年からオフィスビルの経年に伴う品質劣化の調整を開始いたしました。

世界の企業向け物価指数といいますか、サービスの生産者物価指数の世界では、こういったオフィスビルの経年劣化の品質調整は多分初めてです。

CPIでは、既に御紹介されておりますとおり、米国で家賃について経年劣化に伴う品質劣化の調整を行っております。実際どのような方法でやっているかの概要を最初に、以下で詳しく説明させていただきます。

概要ですが、オフィスビルにつきましては、品質をオフィスビルの資産価値の減少で計

ろうということでありまして、資産価値の減少とサービスの品質がパラレルであると考えて、その減少率から築年数別の品質劣化率を推計いたします。

一方で価格調査では、オフィスビルの価格を調査させていただいているわけですが、一緒にいつ建設されたかということも情報を得て、おのおのの調査サンプルに各築年数の品質劣化率を適用して価格を品質調整するという一種の掛け算をすることで、事務所賃貸サービスの経年劣化に伴う品質劣化を調整した品質調整済みの価格指数を作成しているということです。

1ページおめくりして、では、品質劣化率の計測方法でございます。普通、戸建ての品質劣化率を計測する場合には、ヘドニック法、つまりたくさんのサンプルを集めてきて、何らかの説明変数をセットして、築年数のパラメータも入れて、一番下は米国の事例ですが、こういった関数推計によって、築年数のパラメータを使って品質調整をするのが普通です。

ただ、こういった関数を推計するには、私も別の機会にやったことがあるのですが、かなりたくさんのデータがないと関数がうまく決まりません。ですので、先ほど申し上げましたとおり、300程度の私どもの調査サンプルのデータでは品質調整が簡単にできませんので、代替的な方法をやらないと、ヘドニックをやるのは難しいと考えておりますし、代替的な方法を考えたというのが今回のやり方です。

次のページは先ほどちらっと申し上げたことになるわけですが、オフィスビル賃貸サービスの品質劣化分は、オフィスビルの資産価値の減少分と一緒にすると考えて品質調整しましょうというのがこのアイデアです。

オフィスの賃料は、オフィスに入っているのはそこの土地、建物本体、付属設備（エレベーター、電源・空調・安全設備等）の各々に実は賃料があって、それを合算したものであると考えることができます。

一方、オフィスビル全体のお値段は、土地と建物と付属設備の資産価値の合算から成り立つわけですが、オフィスビルの賃貸サービスの品質は資産価値とパラレルである、比例していると考えれば、オフィスビルの変化分ですが、賃貸サービスの品質劣化はオフィスビルの資産価値の減少と等しいとみなすことができます。例えば1年間の品質劣化は、1年間のオフィスの資産価値の減少と一緒にだと考えることです。

そういった前提に立ちまして、地点ごとに実際何をしているかというと、標準的なオフィスビルの仮想モデルを設定いたしまして、当該オフィスビルの土地、建物、付属設備の取得費用を推計して、建設時の資産価値を算出します。

次に、建物本体と付属設備がおのの一定の減耗率で減価していくと仮定して、各築年における資産価値を推計いたします。

当然のことながら資産価値はどんどん減少していくわけですが、それだとビルが古くなつて使えなくなつていきますので、何らかの更新投資が途中からなされます。それにつきましても、各種の調査を利用して、それが資産価値に与える影響も考慮に入れて推計しよ

うということです。

最初にこのやり方のメリットなのですが、オフィスビルの資産価値の減耗（品質劣化）パターンは、単純に定率的に減っていくとか定額的に減っていくとかいうことはなくて、かなり複雑な振る舞いをするらしいことが各種の推計からわかって分かっておりますが、土地と建物本体と付属設備という3つの異なる減耗率を持つ資産の合計としてオフィスビルを考えると、複雑な減耗パターンを表現することが可能です。

2番目が、建物本体・付属設備の減耗率に外部の推計データを使うことが可能です。自ら推計してもいいわけで、実際1回やりましたけれども、実はSNAの資本ストック推計や他の先生方の研究もございますので、それから減耗率を使うこともできますので、比較的低いコストで品質劣化率をはじけるということです。

3番目は、今、申し上げましたけれども、更新投資の実施による資産価値への影響も、このモデルのもとでは反映することが可能ということです。

4番目ですが、立地や広さによってオフィスビルの品質がかなり異なるわけですが、先ほどのいろいろな標準モデルを設定することによって、地域や立地による品質のばらつき、地域ごとの地価水準の違いとか、都市計画上の容積率の規制の違いみたいなことを調整することができるです。

5は同じことなのですが、地域によって地価の水準は随分変わりますので、それによる品質劣化の時系列の変化を反映することもできるということです。

次のページは、実際どうやってモデルを制定するのかということですが、オフィスビルの資産は、土地・建物本体・付属設備から成り立つと考えます。ですから、何らかのモデルのビルを考えて、土地が幾らか、建物本体が幾らか、付属設備が幾らかを考えるわけですが、そのうち土地は例えば東京の大手町のところみたいなことを考えるわけですので、そこの公示地価を使って必要な土地の面積から土地を割り出す。

それから、建物本体と付属設備の合計は、ビルを建設する際に建築着工届によって届け出を行っておりますので、そこから大手町のものがわかるわけではないのですけれども、東京都という形で分かれますので、そのデータを用いて金額を推計いたします。

建物の分は、建物本体、躯体の部分と付属設備の部分に分かれるわけですが、こちらにつきましては、各種のマニュアル等を利用して、大体これが標準的には67対33になっているということですので、これで按分して推計するということです。

その結果、そこにありますとおり、土地が高い東京圏では随分土地の比率が高くなっています54%になりますが、建物本体が30%、付属設備が15%になりますが、一方で札幌とか福岡など、中心の地価の水準が低いその他地域は、土地が38%で、建物本体が41%で、付属設備が20%という値を設定することで地域間の地価の水準の違いを反映させることができます

次は、建物本体の減耗率をどうするかということで、建物本体と付属設備と2つあるわけですが、建物本体の減耗率につきましては、今のところまとまった計測事例は余りない

のですが、私が才田さんという方と一緒に計測した結果を用いて、今、年5%という形でセットしております。

この値はアメリカの値の2倍というかなり大きな値になっておりますが、日本では厳格な耐震基準などから、日本のオフィスビルの寿命が諸外国と比較してやや短いということもあって大きくなっていると考えております。

次は付属設備の減耗率でございます。こちらにつきましては、空調設備、エレベーター、通信設備その他もろもろの設備でございますが、これらにつきましては、おのおの耐用年数が標準的に決まっております。全体の6割以上が大体耐用年数15年となっております。10年のものも20年のものも混ざっているのですが、平均的な耐用年数15年を10~15年後に残存価値が10%になるという形で定率法的に償却すると、償却率が14.2%になりますので、この値を使わせていただきます。

更新投資がどのようになされるかということがかなり重要なのですが、こちらにつきましては、以前国土交通省でやられたアンケート調査や、各種のビル管理のマニュアルから得られたデータから、下の図のように大体築18年後以降に付属設備を中心に取りかえていき、28年後以降に建物本体の更新投資をするというパターンを想定して、これを資産価値に算入するということを行います。

こういったモデルで推計された結果が次のページで、下の17ページは築年数別の品質劣化率です。品質劣化率は、築年数が増加するにつれて遞減するというパターンで、下にありますけれども、築年数が短い時が非常に大きくて、赤が東京圏ですが、ほぼ4%に近い水準ですが、だんだん小さくなっていて、築16~17年になると1%台になるとということです。

これは築年数が浅い時期では、減耗する建物本体や付属設備の比率が土地に対して大きくなっていますので、全体の品質劣化率が高くなる一方、年数が経過すると建物本体、付属設備の比率が償却が進み低下し、減耗しない土地の比率が高まりますので、全体の品質劣化率が低下していくということです。

先ほど申し上げましたとおり、更新投資が築18年以降行われますので、その後、ここで20年で打ち切っていますけれども、おおむねゼロ近傍、つまり、これ以上価値が下がるとビルが使えなくなるので、おおむねこの価値を維持するように耐用年数まで使っていくという形になっているということです。

地域別に見ますと、下に赤が東京圏、青、緑、黄色で名古屋、大阪、その他地域が入っておりますけれども、土地比率が高い東京圏では、土地の比率が高いですので品質の劣化ペースは低くなる一方で、土地比率が低い名古屋、大阪、その他地域は品質劣化率は高くなっているということです。

ということで、地域ごとの品質劣化率は、先ほどの築年数のパターンに各地域に実際に私どものサンプルで存在するビルの築年数を掛け算して、1年ごとにどれだけ劣化していくかを示したものです。土地比率が高い東京圏は結構低めで、大体0.7%弱ですが、他の地

域は大体1%前後でかなり大きな水準になっているということです。私どものサンプルということもあるのですが、地域によって築年数の分布に違いがありまして、名古屋が全体に新し目のビルが多くて、その他地域がやや古目のビルが多いこともあります、名古屋で大きくなっています、その他地域でやや小さくなっているという特徴があります。

品質劣化率の時系列変化です。私どもは2010年以降にしか品質調査を実施していないのですけれども、品質劣化率だけは別に過去にさかのぼっても計算できますので、それを試しに計算してみたところ、地価の水準が品質劣化率にも大きく影響を与えることが分かります。

例えば、1980年代に地価が物すごく高かった、今の3倍近くもあった時代には、東京圏の品質劣化率は今の0.7%ではなくて0.2%だったのですが、2000年代の半ばには地価が少し下がりましたので、0.7%台まで上昇して、その後ちょっと地価が戻ってきたこともあります、少し下がっているということです。

指数に与える影響が次の20ページですが、経年劣化によって5年間で見れば3%ぐらい、年0.7%程度の影響が見られるということです。

最後、まとめですけれども、日本銀行が、企業向けサービス価格指数「事務所賃貸」で実施している経年劣化に伴う品質劣化率の計測方法は、今、申し上げたとおり、土地・建物本体・付属設備で構成される標準的なオフィスビルを想定し、建設時の資産価値を取得費用から推計し、建物本体と付属設備の減耗率を一定として、各年のオフィスビルの資産価値の減価額を算出している。更新投資の影響も投資の効果も考慮に入れて、オフィスビルの資産価値の変化がオフィスビル賃貸サービスの変化とイコールであるとみなして、事務所賃貸サービスの品質劣化率を算出し、指数の品質調整を行ったところ、指数へのインパクトは年0.7%ぐらいであることが分かったということです。これを適用しているということです。

品質劣化率は歴史的に見ると地価の水準に依存しています、地価の水準が高い東京圏では小さく、地方圏では大きくなる。時系列で見ても、地価が高かった時期には小さくなり、現在のように地価が低迷期には大きくなる傾向があるということです。

このやり方は、今回、事務所賃貸について行っているわけで、私どもは今のところ事務所賃貸だけなのですが、他の建物、店舗であるとか倉庫、あるいは住宅等に適用することは必要になったデータがあればできるということにして、適用の拡大は十分にあると考えております。

以上です。

○廣松部会長 大変貴重な情報をどうもありがとうございました。

では、続きまして、本題に関する統計局の検討結果について、回答と説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から御説明をさせていただきたいと思います。資料1-⑥の15ページを御覧いただければと思います。

家賃の調査の関係につきましては、前回、御説明しましたとおり、今までに行った検討の状況と、引き続き検討させていただきたいというお話をさせていただいたと認識しています。

前回、部会において御指摘のあった点を中心にお話をさせていただきますけれども、まず、「1 家賃調査の現状について」は、現状、家賃調査をどのようにやっているかという話をお示ししています。先ほど日銀からもお話をありましたが、同じようなところで見れば、家賃については約1200地区の約2万8000世帯を対象に調査を行っているという話とか、抽出の仕方として調査区を抽出して、その中をしっかりと全部見ていくという話とか、新築については入れ、壊したものについては抜いていくというやり方で行っているということをごく簡単に示しているということです。

現状の認識と現在の対応状況というところで、2ボツに書かせていただいておりますが、家賃調査の現状は先ほど御説明いたしましたとおりでして、現在のCPIには一応これを使いまして、調査対象となる調査区の見直しを隨時行うということで、可能な範囲で把握をして、数値を作ってきているという状況になっていると思います。

ただ一方で、前回もお話しいたしましたとおり、経年劣化、品質調整等々に関しましては、かねて課題を御指摘されているということは私どもも受けとめておりまして、こちらについては算定方法をきっちりと改善するということで、研究分析に着手しているというのは御説明したとおりという形になります。

この中で現在どういうことをやっているかということについては、前回、御説明を簡単にさせていただいたわけですが、まだ端緒的なところであるという状況になっているということが一つ。それから、私どもは調査を実施しているというところもありまして、今後もし必要となる要素が出てきたとすれば、これを例えれば実査で把握していくのかどうかという検討、実査で把握するとすれば、どれだけ負担を軽くできるか、今のリソースで賄えるかという話があります。

また、公表のタイミングのことを考えれば、御存じのとおり東京都区部については月内公表をしているという都合もありまして、こちらは現在のタイトな公表スケジュールの中で、地方公共団体等いろいろと関係部署もある中で、どれだけきっちりと物を運んでいくかという実務面の検討も当然必要になってくると認識しているところです。

なお、御参考までに後ろにつけましたが、これまでの研究成果については、外部の有識者、私どものところでやっている研究ですけれども、物価指数研究会というところでお示して、お話を聞かせていただきました。

中身について区々には説明いたしませんが、かなり大きな問題だということで、皆様方からいろいろな御意見も出ましたし、しっかりとやってもらわなければ困るというお話も出ましたしということで、かなり多岐にわたる御意見をいただいたということで、この場でも、今後もしっかりと研究をさせていただきたいというお話をさせていただいたところです。

資料1－⑥の中では、若干どんな指摘があったかということも御紹介させていただいておりまして、この中では、私たちが研究の中で、今後やっていくべきだろうと見ていました、例えばパネルデータでしっかりと見ていくべきではないかという話も入っているところです。

また、次の16ページにかけての記載ぶりにもありますが、住宅・土地に関しても、東京都区部かつ新築のみという形で限らせていただいた形で、できるだけきっちりとやろうということで、組織を立ててやらせていただきました。

これに関しても、もっと広い範囲でやらなければいけないし、やり方がそもそも日銀と違って中を丸ごと変える形でやっているということで、要はパネルデータで見ていった時の変化とか、そういう形を見ていたわけではありませんので、そういうところもやっていく必要があるのだろうと思っています。

なお、アメリカの話は、一応認識している範囲で書いたということです。

このような状況でして、いろいろと要素がある中で、しっかりと我々としてはよりよい統計、CPIを作っていくということで努力は惜しまないということをお示ししたとおりなのですが、一方で検討する以上は、本日、日銀からもかなり精緻なものを御紹介いただきましたけれども、こういうものを参考にした上で、同じように精緻にやっていく必要があるのだろう。具体的にはデータを集めて試算して評価するといった手順を踏んでいく必要があるのではないかと考えているところです。

また、我々の課題といたしましては、家賃の話だけではなくて、先ほどお話のありました税抜きのCPIの話もしっかりとやっていかなければいけないということで、現在、パブコメにかかっております基準改定の話もございます。こちらも周りに迷惑をかけないようにやっていなければいけないという実務上の話もあります。

この辺のことを考えて、御指摘のありましたスケジュール感の関係ですが、3ポツの一番下の○に若干書かせていただきましたとおり、まずは基準改定とか消費税抜きCPI等々についてはしっかりとやらせていただきたいとは思っていますが、その間何もやらないという話ではなく、消費税抜きのCPIについては今の予定では4月ということですので、その年である2017年度中に試算等も含めて何らかの研究成果を明確に公表いたしまして、それを御覧いただいた上で、今後の対応方向をしっかりと考えていきたいと考えているところです。

いずれにいたしましても、いろいろな御指摘を伺う中で、やり方も様々にあるというところで、私たちとしても説明のできるような変革をするのであればしっかりとやっていきたいと考えているところですので、実務上の話も申し上げて申し訳ないのですけれども、御理解をお願いできればと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、先ほどの日本銀行からの説明に関する御質問、そして今の統計局からの説明

に関しまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○北村委員 日銀の発表でお伺いしたいのですけれども、ヘドニックというか品質に影響するものとして、立地、規模、設備があつて築年数もあるということですが、貸ビル業間の競争とか、新規にビルができると周りにより魅力的なものができたのでそちらにお客さんが動いていくとか、そのような需要サイドの要因は入らないのですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ここではこういう定義をしている以上、品質は生産者側のコストで決まると考えているということと一緒にありますので、当然、近くに新しいビルができればお客様は移っていくので、古いビルは多分値段を下げるのですけれども、それは価格に反映させていて、品質には影響していない。つまり、品質はそれとは全く別に絶対的な水準で決まっていると考えて、ここではモデルを考えています。

○北村委員 価格は品質を反映していると考えるのではないですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 正確には、このモデルのやり方だと地価だけはそこの価値が直ちに公示地価という形で反映しますので、そういう意味では需要が地価という形では反映していることになると思います。

建物は取得価格を減価償却させてやっていますので、その影響は反映していません。その意味では、北村先生がおっしゃる部分は地価という部分では需要は反映していて、ほかの部分は取得時のコストをベースにして考えている。そういう意味では、完全には平仄をとれた形にはなっていないと思います。

○北村委員 それと更新投資といいますか、それによって品質をメンテナンスするというか、改築するとか修復することによってということですけれども、そのパターンが統計的に見てこういうパターンであるというのを15ページあたりで示されたと思うのですが、それは業者によって違うというか、規模によっても違うし、利用頻度によっても違うし、いろいろ違いが出てくると思うのですが、これはざっくりとこのパターンでやったということなのですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 全くそのとおりです。

かつて国土交通省が行ったアンケート調査のデータがあったわけですが、個別ビルごとに大きなばらつきがある中で、そのデータが載っているので、ここでやったものは、私は単に足し算をして平均値でやっておりまして、個別ビルの分散は大変大きなものになっています。

実際、その手のビル管理をするためのマニュアルみたいなものもあるのですが、いろいろなパターンがあって、ただ分かったことは、比較的規模が大きいビルであると、各種のマニュアルで示されているほぼ必要最低限度の更新投資をしている事例が多い。

ただ、小規模のビルでは余りメンテをしないで一種の使い捨てみたいな対応をなされているようでありまして、ビルの規模が小さくなると、ここにあるよりも品質劣化のペースが速くなることがあるのですが、私どもの調査が比較的規模が大きいビルあるいは中規模以上のビルに集中していること也有って、そういう小さなメンテをしていないビ

ルの情報はやや捨てた形で平均値をとっています。

ただ、それは北村先生がおっしゃった、ざっくりやりましたねと言われれば、全くおっしゃるとおりでありまして、こここのところは結構誤差が大きくなっています。一応、築20年以降はそういった形で均衡していると考えているので、そういう意味ではある程度データのばらつきみたいな横ばい処理をすることによって、その誤差の発生は抑えている。

だから、本当はこれよりも品質劣化が大きいかも知れないと思っています。やや保守的に品質調整をしているのではないかと言われれば、品質劣化率が0.7%といつても実はもつと大きいかも知れないというのが、これをやった時の実感です。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○渡辺専門委員 肥後さんに2つお聞きしたいのですけれども、一つはテクニカルなのですが、建物全部が壊れてしまったりとか、古くなって壊して建てかえるとかということは当然あると思うのですが、その時の品質調整はどのように考えていらっしゃるのかがお聞きしたいことです。

2点目は、2010年から公表されているのだとお聞きしましたけれども、そのための準備期間、品質劣化の部分を反映させるための作業にかかった時間はどのくらいあったのでしょうか。あるいはどういうところが一番難しかった時間がかかる部分だったのでしょうか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 最初の質問ですが、つまりビルが替わる時どうしているかということですね。そこは実は品質調整を全くしていません。調査のサンプルの入替えは時々行っていて、例えば古くなったビルがなくなるから調査をやめるとか、ほかの理由でもやめることがあるのですが、新しいビルにかえる時はこの調整はしていませんで、指標が変化しない一種のオーバーラップで、指標をリンクする形で調整していますので、ビルの入替え時の品質調整は今やっていません。

というのは、ビルの入替え時には経年の差だけではなくて、先ほど言った立地あるいは規模、いろいろなものの品質差を反映させないと品質調整ができないのですけれども、先ほどいったとおり①～③について調整する手段を私どもは持っていないので、そこは諦めるということでは、完全に品質調整できているわけではなくて、計測するサンプルについて品質調整をやっているという位置づけにとどまっています。

後半の御質問なのですが、なかなか答えが難しいのですけれども、先ほど私ども個人の研究でやった建物本体の品質劣化率5%の計測があって、それがあるベースで最終段階でこの方法を考え出してから実際に公表するまでどれくらい時間がかかりましたかと言われると、減耗率が全部あるという前提で、その後のベースで考えると、実質的に多分3～4か月ぐらい。モデルを使って、地区別に全部計算したデータがあるので、計算ができる、あとは、実際に調査先の皆さんからビルの築年数を教えてもらうという作業があって、それなりに時間がかかったのですが、並行的に進めまして、それで一種のワークシートを作って掛け算をするという作業ですので、そんなに難しいというか、もともとビルの数が290

しかないというせいもあって、総務省に比べて大分少ないということもあるのですが、それほどすごく時間がかかったというわけではありません。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○北村委員 追加で何か興味が湧いてきたのですけれども、12ページに土地、建物、設備の構成比率があって、それが東京とその他で違うというのがあって、それを反映して18ページで品質劣化の差が出てくるということになっていると思うのですが、それは資産価値アプローチをとっているから土地とかを入れないといけないということで、こういうことになっているのだと思うのですが、ビルの品質劣化で言えば、物理的な品質劣化が地価によって影響されるということ自体が地価のシェアによって影響される。その結果東京の劣化が低いですという結果が出てくるのは、もちろん先ほど言ったように資産価値アプローチをとっているからしょうがないのだろうとは思うのですけれども、何かこの方法論の限界みたいなものが見えるような気がします。

ただ、土地に建っている建物の劣化が、例えば地震が多い地域とかそうでない地域とか、あるいは湿っている地域と乾いている地域とかいろいろなことによって劣化に違いが出ますというのであればいいのですけれども、地価のシェアが高いから品質劣化が低いですと出てきてしまうと、指數として本当にこれで品質劣化を測っているのかなというところが疑問に思うのですが、それはどのようにディフェンスされますか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 まず、適切なお答えになるかどうか分からぬのですが、土地が入っているという問題について申し上げますと、もともと企業向けサービス価格指数でオフィスの賃料を指數として公表する前に、それは土地の賃貸料部分を入れるべきなのか抜くべきなのかという問題があります。

本当は抜くべきなのかもしれません。というのは、これを例えばSNAとか産業連関表で使うようなデフレータとして使う場合には、彼らのところには当然土地の賃貸料は入っていませんので抜かなければいけない。だから本来であれば、土地の賃貸料を抜いた事務所賃貸の指數を公表すべきなのだろうと思いますが、正面切ってそれを言われたことはないですけれども、実際は不可能なのです。

なぜかと言うと、調査先の皆さんでオフィス賃料のうち土地は幾らですかということを知っている人はどなたもいないので分からぬ。実際に世の中でオフィス賃料は土地込みで、当然このビルを借りたら一坪幾らということでしか考えていませんので、実際に世の中もそう認識されているし、調査の都合上もあって、オフィスの賃料は土地込みでやっています。

なので、土地込みでやったオフィス賃料の指數を品質調整するためには、土地が入ったもので測った品質にせざるを得ないということです。

ですから、先ほど北村委員がおっしゃったとおり、結局品質劣化率が低いのは土地が高いからみたいにならざるを得なくて、土地の高低がそのまま反映するという形になってしまっています。

後者の御質問は、結局地震が多いとか地盤が軟弱かというのは、多分建物とかの減耗率に本来反映するべきなのだと思います。それは地区別に減耗率をはじくべきだということであるのですが、私がやった研究も東京圏ですし、内閣府のSNAでやっている減耗率の調査、いわゆる投資・除却調査をベースにやっているものも、地域別に数字があるわけではなくて、ほかの先生方の研究もなかなかそういうものはなくて、本来地域別に建物減耗率が違うみたいなことは反映すべきなのですが、実際に研究とかがなくて、できていないというのが実情で、そこの限界はあると思います。やむなく全国均一の減耗率を提供させていただいているということでございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

今はどちらかというと、当然のことかもしれません、既に公表されている日本銀行の事務所賃貸の品質調整に関して議論や御質問が集中したわけですが、本日の資料1-⑥の15ページ以降の統計局の検討された結果に関してまして、何か御質問はありますか。

確かに先ほど肥後さんからもコメントがありました、家賃の調査の場合は、約2万8000世帯を調査しており、かなり標本数が違うこと、同時に事務所と住宅用の家賃もかなり質が違うように思います。統計局では研究会等も開催をして検討いただいているようですが、何かこの点に関しまして御質問、御意見はございませんか。

○西郷委員 今後のことということなので、今は決まっていないとは思うのですけれども、例えば品質の変化を反映するといった時に、やり方はいろいろある気がするのです。ヘドニックのようにモデルでがちっと入れてしまうというやり方もあれば、一方では、層別の基準に入れるという形で、今の統計調査とマッチするような形で品質の調整を緩やかな形で入れていくというやり方といろいろあると思うのですが、大体どういうところが解決策というか落としどころとなりそうな感じなのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 極めて難しい御質問をいただいたと認識していますが、おっしゃっていただいたとおり、そういう意味ではなかなか今後の話ということで決めがたいところがあります。

先ほど日銀に御紹介いただいた方法も一つの方法であり、アメリカでやられている方法も一つの方法であり、私たちは調査をやっていますので、むしろそちらを生かすべきだというのも確かに一つの方法になると思います。

そういう中で、今、端緒についたものについては、できるところからまずは手をつけていろいろと見ていっているという状況になっておりまして、申し訳ないのですが最終的にどこに落ちつくかという話に関しては、これも先行でいろいろと研究されている方がいっぱいいらっしゃっているので、そういう方々とも御相談しながらうまく着地点を見つけていきたいとは思っています。

少なくとも、住宅・土地でやったようなアプローチでどこまで頑張れるのか、手元にある情報でどこまで行けるのかということについては、できるだけ見た上で最終的な方向は

見ていきたいと考えている次第です。

余り答えになっていなくて申し訳ないのですが、よろしくお願ひします。

○西郷委員 細かいことですけれども、今回からですか、小売物価統計調査で築年数を調査するようにしたのですよね。違いましたか。

新しい項目に入れるという、だからそこが一つの突破口というか、それをどのように生かすのかなというのが一つのキーなのかなと思っているのですけれども、どのように使うかということについて、何か現時点で計画があれば教えていただきたいのです。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 審査の側の方もいらっしゃるので、あえて申し上げておくと、一応築年数自体は調査事項ではなくて付帯事項ということで、プラスアルファでとっている形になっております。

どう見てもこの研究をしていく上で役に立つだろうとは思ってとってはいるのですが、具体的にどう使うかに関しては、これもまた一緒に検討していこうという意味です。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 どうぞ。

○渡辺専門委員 前回に私が申し上げたことをもう一回繰り返させていただきますが、上田前室長の御発言の趣旨を私なりに理解した限りにおいては、現状の家賃の測り方については、ある種の合理性があって間違っていないというニュアンスの御発言だったと受けとめたものですから、そうであるならば、どういう意味で現状の方法が妥当だと言えるのかということを説明してほしいとリクエストしたつもりです。

今回のこの資料を見る限りにおいては、現状が正しいということは恐らくどこにも書いていなくて、直し方についての今までやってこられた様々な御努力の経緯が書いてあるように、ざっと見たところ拝見したのですけれども、そうすると前回の私の質問に返るのですが、現状の家賃についてのやり方がある種の合理性を持っているという、私が上田前室長の御発言から感じたものは誤解なのであって、総務省の御担当の部署としても現状の家賃のはかり方はまずい点があるという御認識なのでしょうか。そこを確認させてください。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 一応お答えをさせていただきます。

前任の上田からお話を差し上げたことに関しましては、基本的には品質の調整の方法については、日銀のやっている方法とそもそもやり方が違って、要は調査区内悉皆という形である程度新築も入れてという形で見てはいるので、それなりには現状ある限りベストの方法をやっているというつもりではいるということでお話をさせていただいたのだと理解しております。

ただし、これ以上改善の方法が全くないと理解しているかというと、そういうわけではありませんで、本日、日銀の方法なども詳しくお聞きいたしましたけれども、周りでやっているいろいろな統計の方法を見て、もし調査上もしくは推計上で改善できるところがうまく見つかるのであれば、どんどん改善はしていきたいと理解しているということです。

これでお答えになっておりますでしょうか。

○渡辺専門委員 ある区画、地域について悉皆的に調査しているからある種の合理性があるとおっしゃっている趣旨が理解できないのですが、そこをもうちょっと説明していただけますか。

前回も同じ御発言が繰り返されているのです。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 一応私どもで考えているところに関しては、どうしても日銀のやっている指標との比較のレベルで話をしてことになってしまいますが、要は標本の対象を全く変えないでずっと調べていくということに比べれば、古いものを除いていって新しいものを入れていくという形で、ある意味で調整がなされているというイメージで理解をしているということになるのです。

○渡辺専門委員 先ほど私が肥後さんにお聞きした、ビル全部がごそっと潰れてしまったらどうなりますかと、新しく建てかえたらどうなりますかというのは、今の話とちょうど対応することだと思うのですけれども、つまりこちらはビル、こちらは住居なので違いますが、悉皆的に見ることによって古いものがなくなっていく、あるいは新しいものが建っていくのをこちらはちゃんとモニターされていますと。

一方で、日銀はビルについてなくなってしまったものを建てかえた時の品質調整は非常に複雑なのでできていないという御発言があったわけですけれども、そうすると現状の家賃指数というのは、古いものが壊れてそれが新しく建てかえられた時の品質調整ができるという理解ですか。

理解していないのですけれども、何をもって悉皆的で、見ている地域内では全ての家が壊れたり新しくなったりとかするところも含めて見えてるので、だから品質調整の問題がないのだとおっしゃっている。それはどういう理屈ですか。純粋にわからないので聞いています。

○北村委員 私も理解していないのですけれども、ざっくりとした理解ですが、10年ぐらい前までは恐らく平均築年みたいなものが結構一定であって、平均築年がかなり近い値であればそんなに劣化が進んでいないということは言えるのではないかというのが多分根拠なのではないかと思うのですが、最近の10年間を見ると、恐らく高齢化も進んで、平均築年がどんどん長くなっていると思うのです。

ですから、品質の劣化は昔と比べればかなり顕著になってきているので、それを調整しないといけないという要請は高くなっている。特に今、相続絡みで全然手をつけていない住宅が残っていたりとか、いろいろな形で劣化している住宅が増えているので、平均築年は平均して見れば延びてきているということがあって、それだからこそ調整しないといけないのではないかというのが日銀から出てきているのではないかと思うのですけれども、そこの認識ではないかと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 認識 자체は担当に確認する限りそれで合っているということでした。

○渡辺専門委員 そうすると、今の北村先生の御発言とも関係していますけれども、対象地域の住宅の平均年齢が変化していないという証拠はどこにあるのですか。あるいはそれを無視してもそれほど大きな支障はないおっしゃっているその背景は何ですか。

○廣松部会長 恐らく今すぐに実施者の方で、渡辺専門委員の御質問に対して答えられる余裕はないかもしれませんので、本日の段階で、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、2017年度中に試算も含めた研究成果の公表を行う方向で検討していく、少なくとも改善というか、現状を堅持するのではなくて、改良の方向を目指すということだったと思います。ただし、これについては今、いろいろ御指摘があったとおり検討課題も多いように思います。

渡辺専門委員からの御質問に関しては、次回、現状どのように認識をしているかということの説明をお願いするということにして、これにつきましては、先ほどの話題とも関連しますが、次回のCPIの基準改定、消費税抜きの指数の作成・公表について優先的に対応が求められているということですので、それらも踏まえて、限られたリソースの中で対応することになりますので、資料1-⑥の16ページにありますとおり、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を終えた後、2017年度中に試算結果等や研究成果を公表するということを明記していただきましたので、私個人としては、対応の順序としてはやむを得ないものだと考えます。

同時に、これは先ほど岩下専門委員からご意見がありましたが、税抜きの指数の作成のスケジュールに関して、ある程度後ろを切っているということも言外に含んでいると考えます。

こういった制約の多い中で、部会の御意見も受けて、具体的なスケジュールを示していただきましたので、統計局のこういう積極的な姿勢を是として、「このスケジュールに沿った対応がなされることを希望する」という形で整理してはいかがかと思います。御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺専門委員 平成29年度中に作業を進めるという取組方針になっているので、もちろん前回よりは格段に進歩したと思っておりますけれども、それを前提にして取組方針について少し私の意見を申し上げたいと思うのですが、今、俎上に上がっているのは、先ほどお話をした消費税率を抜いた指数と、家賃の話とが出てると思うのですが、税抜きについては作業を進めて、とりわけ2017年の4月の段階に間に合うということを前提に考えているわけでしようけれども、もし作業が両方が重なってしまって、非常に大変なのであれば、私はどちらが大事かというと、消費税抜きの話よりは家賃の方が大事だと思います。

というのは、消費税の話は去年もそうでしたけれども、日銀であれ、ほかのシンクタンクの方であれ、計算をすることはできるわけで、総務省が計算していただければそれに越したことはもちろんないわけですが、先ほど御説明にあったような課税、非課税の品目とかはもちろんみんなが知っていることであるわけですので、それに基づいて計算したい人は計算をする、あるいは大変申し訳ないのでけれども、去年と同じように日銀に

計算をしてもらって公表してもらうということも可能なわけです。

同時に消費税抜きの話というのは、別にその数字が間違っているとかどうかという話ではなくて、抜きの数字があるとより便利だという話であるわけですので、その意味では、私にとってはそれほど重要性がないのではないかと思います。

一方で、家賃の話は先ほど発言させていただきましたように、私は現状のやり方はある意味で合理性を欠いていると思いますし、正すべき点があると思っておりますので、間違った数字が出ていると思っております。

そうであれば、間違っている方については、できるだけ早く、もちろん人的な資源の制約があることは重々承知しておりますけれども、それも踏まえた上でできるだけ早くということを考えるべきなのではないかと思います。

もし、家賃を直す上で消費税抜きの作業が障壁というか時間を食ってしまうという事情があるのであれば、消費税抜きの話は場合によっては今回見送ってもいいのではないかと私としては思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

御意見として議事録に書きとめて残しておきたいと思います。

同時に、これは次回というか最終回での御相談でございますが、この消費税抜きの指数の作成・公表と、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整の件に関しましては、どういう形で委員会に報告するかに関しては、事務局、調査実施者と相談をしたいと思います。これらは、今回の諮問案にはないものですが、大変重要な御指摘ですので、これをどういう形で委員会に御報告するかということを考える必要があります。

当然、これらは委員会の場で発言があった点ですので、それに答えられるように、同時にこの部会で議論したことが十分伝わるような形で報告するということにさせていただきたいと思います。

消費税抜きの指数の作成・公表と家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について、ほかに何か御意見はありますでしょうか。

どうぞ。

○岩下専門委員 前回、私からスケジュール感と申し上げて、2017年度とおっしゃっていたのでありがたいと思っているのですけれども、現状の対応の状況の説明の中の文章を読んでいて非常に感じたのが、負担感と厳しいスケジュールということが多いようなので、その負担感を減らしてやれるということはあるのかなと思っているのは、実際の調査地区の全国で何地区であるとか、全国で何世帯があるので、モデルケースとしてどこか一部、例えば東京都というような形で、一部だけだったら参考指標として作るのはそれほど難しくないのではないかと思ったりもして、先ほど渡辺専門委員が肥後参事役に聞いていたように、実際にやり方さえ決めてしまえば3か月でできるというように聞こえましたので、そういう簡易的なところから入らないと、この話は私が知る限り15年ぐらい続いていると思うのですが、永遠にグローバル対応ができない国で終わってしまうのではないか

という私自身も危機感を持っていますので、何か始めてみようというところは、とにかく小さいところというか、大きいところというか、全体からいくのではなくて、どこからまずやってみるということは試みることはできないのかなと思いました。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

これも調査実施者の方に伺わなければいけないのですが、その点に関しては、今すぐお答えいただくのは大変難しいことだろうと思いますから、もし可能であれば、次回までにそういうモデル地区というか、一部地域を選んで作業をすることが可能かどうか、その可能性についての御検討もいただければと思います。

○北村委員 今の件についてですけれども、内部の物価指数研究会において、地域とかあるいはパネルを使った方がいいとかという話が出ていると思うのですけれども、それを急に調査するのは多分無理だと思うので、既存のデータの中で疑似パネルを作つてやってみるとか、次善の策みたいなものについても具体的にどのように考えるかも提案していただければ、より取組がスムーズにいくのではないかと思うのです。

次回までに何か、できる範囲で特に新規に調査を始めるとか、データを集めなくてはいけないということだと、とても2017年には出てきそうもないで、ある程度具体的な案を出していただければと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、調査自体を変えるとなると、2017年というスパンでは出ないということで、もともと2017年のお話を出させていただいた時も、地域的なのか何なのかは分かりませんが、何らかの仮定を置いた上でできるだけ計算しようという話を考えておりました。

あと、CPIの話は私どもの負担を考えていただいてまことにありがたいのですが、一方で基準改定等もありますので、その辺のことも勘案した上で、次回に回答という話になっておりますので、どういう形で出していくかという話は出させていただきたいと思います。

○廣松部会長 ほかによろしいでしょうか。

今、この問題に関しては、いろいろと御意見をいただきました。

ただ、資料1-⑥にありますとおり、この部会での御意見を踏まえて具体的なスケジュールも示されたということで、こういった統計局の積極的な姿勢は是としたいと思います。

ただし、先ほどの議論の中で出ました、現状の認識を再度確認していただく資料を御用意いただければと思います。

それから、最後に渡辺専門委員からございました消費税抜きと家賃の経年劣化の品質調整の、いわば両者のプライオリティーづけに関しては、これは先ほどもありましたが、基準改定との作業の関係もあって、すぐには結論は出ないと思いますが、それに関しても少し相談をさせていただければと思います。

さて、どういたしましょうか。本来終えないといけないものがまだあるのですが、時間

がかなり経ちましたので、5分程度休息を挟みたいと思います。あの時計で14時55分に再開することといたしまして、休憩に入りたいと思います。

(休憩)

○廣松部会長 それでは再開させていただきます。

どうぞ。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 済みません。冒頭に若干お邪魔しまして申しわけありません。

先ほどの家賃の指数の関係ですが、もちろん、渡辺先生御指摘の資料については御用意させていただきます。特に、前回の御指摘に関して、合理性のことに関するきちんとした資料を作つてこなかつたというは落ち度でして、これについてはきれいなものを用意させていただきます。ただ、説明もしないと申し訳ないですけれども、一応、合理性については我々もそれなりのものがあるかなと思いながらやっているところですので、次回、その辺についてはしっかりと御説明をさせていただきたいと思います。

お時間いただきまして申しわけありませんでした。

○廣松部会長 それでは、次回、よろしくお願ひいたします。

では、先ほどまでで、前回部会での宿題についての審議を終えましたので、引き続き資料3として配布いたしました審査メモに沿つて、前回答申における「今後の課題」への対応状況等について審議を行いたいと思います。

それでは、資料3の審査メモの5ページ、「(1) 調査地域及び調査品目の見直し」についてです。これは、統計委員会の諮問第41号の答申における今後の対応状況の一部です。

この「(1) 調査地域及び調査品目の見直し」について、事前審査の結果を事務局から説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、今後の課題についてのその後の調査実施者の検討状況についてお話をいたします。

資料3の5ページの(1)のところです。「(1) 調査地域及び調査品目の見直し」ということで、この部分につきましては箱書きのところにもありますとおり、結果の利活用、結果精度の観点から、また、ニーズや市場の状況といったものを踏まえて、調査地域、調査品目といったものを2、3年ごとに見直すと。特に、審査結果の冒頭にも書いておりますが、この部分で書かれている課題というのは、以前の全国物価統計調査が小売物価統計調査の構造編という形で吸收をされた、それに伴う課題ということになるのですが、それに伴つて調査品目の減少に対応する措置として、品目のローテーションといったことなどを検討したらどうかというのが課題として付されているものです。

審査結果の冒頭、今、申し上げたとおり、全国物価統計調査が構造編に再編されたということを踏まえて付されたものなのですけれども、この課題につきまして、第2段落のと

ころになりますが、調査実施者としては、品目については2、3年ごとに見直しを行うということなのですが、調査地域につきましては、次のⅰ、ⅱにありますとおり、短期間での見直しは難しいということとしています。

その理由ですけれども、構造編は3調査に分かれておりますけれども、地域別価格調査につきましては、動向編の調査地域以外から選定をするということで、裏返しの関係になりますが、動向編の市町村交代に合わせて見直す必要があるということ。

それから、店舗形態別、銘柄別につきましては、調査品目を扱うお店を網羅する必要があるといったこともあって、地域性の問題もありますし、そういったこともあります、難しいということになって回答をいただいている。

これを受けて、再確認という意味も含めて、論点を5ページから6ページにかけて3点、こちらから投げかけております。

まず、調査品目の見直しにつきましては、2、3年ごとに短期間で行う可能性があるということなのですが、統計の継続性という意味で、利便性もありますけれども、問題はないかということ。

2つ目は、調査地域の見直しについては、2行目の後ろになりますけれども、動向編の対象地域と異なる市町村を選定するということであれば、動向編の見直しを待たずに可能なではないかということ。

3点目としては、これも調査地域の見直しについてということですが、3行目のところにありますように、例えば、県庁所在地でない政令市もありますので、こういったところを選定する余地といったような、代替的なところはないのかといったことを投げかけてい

るところです。

以上です。

○廣松部会長 それでは、ただ今の各論点に関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 私から御説明させていただきます。

こちらは対応するものが資料4の1ページからという形になります。

先ほど御紹介いただいた部分に関しましては、1ページから3ページまでが相当する部分になります。順次、御説明を差し上げます。

まず、1つ目は構造編の調査品目の見直しの件でして、これに関して、継続性、利便性の低下というところから御質問をいただいているところです。

構造編につきましては、御存じのとおり、地域別、事業所の形態別等々の物価を明らかにするということでかなり特化した形のものをとっているものでして、できるだけ品目についてはそれに合ったものを機動的にとっていくのがふさわしいのかなと思っているところはあるものです。先日、25年、26年の結果がやっと公表できたということもありまして、このようなものを見ていきながら品目を見直していくたいと思っています。

なお、例えば、以下のところで記載をさせていただいておりますのですが、こちらは先ほどもお話に出ました平成19年の全国物価統計調査から25年、26年の結果を並べたものです。必ずしもこれを変えるというものではありませんが、御覧いただきますと、確かに地域差はありそうなのですが、実は余り変わっていないというのも見受けられるところでして、こういうものを、逆に言うと、あえてずっととしていくというのは継続的には余り問題がないという話も出てくるかと思います。

いずれにしましても、利便性の向上という観点からは、もともと全国物価統計調査のところでかなり多い品目をとっていたところを、今回こういう形にするためにかなり減ってしまったということもありますので、機動的に見直した上で、継続性の話も踏まえながら、全部が全部切りかえればいいと考えているわけでもありませんので、対処をしていきたいと思っているところです。

それから、2ページ目ですが、調査地域の見直しの関係です。先ほど、これについてはできれば今までという御回答をさせていただいたところですが、構造編に関しましては、動向編と合わせまして、動向編に足りないところについて、補完しながら最終的に合わせて結果を出しているという都合もありますし、動向編も合わせた全体の形で標本設計を行っているという構造になっています。なので、一度標本設計をしたというのがベストの形になっているということとして、こちらを途中で変えるということになると、どうしても精度が劣化するという可能性がありますということで、できればこれはこのまま続けていった上で、動向編が変わる段階で変えていくというのが一番いいのかなと思っています。

3ページ目が3番目です。

店舗形態別、銘柄別の調査に関しては、例えば県庁所在地でないところを選ぶということは考えられないのかという御指摘です。

こちらに関しましても構造編と動向編の連動というイメージがあるわけですが、こここの3段落目になりますとおり、動向編では、県庁所在地については全481銘柄をとっているということになってございますが、県庁所在地でない政令市においては負担の軽減云々ということもありますし、調査銘柄は現在221という形になっておりまして、かなり銘柄の差があるということになります。

こちらの調査の区域は県庁所在地でないところに変えてしまうと、どうしてもこの範囲で捉えざるを得ないということもありますし、より広範な銘柄を選定するという観点からは変えていくというのは余りふさわしくないのではないかと思っているところです。

また、銘柄別の価格調査に関しては、売れ筋調査で、かつ将来的に基本銘柄となるあるいは消費や流行に敏感なところでとる必要があるということ。あと、実はこれは1か所でしかやっていないこともありますし、こちらに関しましては東京都区部のままでやらせていただければありがたいと思っているところです。

以上、御回答です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この各論点に関します説明と回答に関しまして、御意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

この点は、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、かつての全国物価統計調査を小売物価統計調査の構造編という形で合体をしたということに伴う点が大きいかと思いますが、いかがでしょうか。

確かに、動向というか、動きを重視したものにするのかあるいは構造という形の、どちらかというと安定的なものを重視した方を見るのか、そのバランスというかトレードオフにかかわることかだと思います。

特に御発言はありませんか。

○北村委員 「調査品目を年単位で交替させるローテーションについて検討し」という部分についてのお答えがないのですが、これは何か見解はお持ちなのですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 お答えさせていただきます。

ローテーションという形になりますと、調査しているものを完全に交代することになつていくかと思います。結果がこの間出たばかりだということもありまして、今後、中身を詳細に見ていきますけれども、値動きの状況によっては、当然、継続的に押さえるものも出てくるかと思っておりますので、もちろん、最終的にはデータを全部見た後でどういうふうにするかというのを決定するつもりではありますが、今のところはローテーションと限らずに見ていくべきかなと思っているところです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

確かに、今、コメントがありましたとおり、小売物価統計調査の構造編としては平成26年の結果がまだ出たばかりということもあり、これからそれを精査していただいて、ある程度柔軟に対応していただければと思いますが、調査実施者からは調査地域等に関しては動かすのは難しいという回答だと解釈をいたしました。

それでよろしいですね。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 はい。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、調査地域及び調査品目の見直しの対応状況については、本部会としては適当とさせていただきます。

続きまして、審査メモの6ページの「(2)『動向編』と『構造編』の連携」についてです。

この点に関する事前審査の結果を事務局から説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは御説明いたします。

資料3の6ページの「(2)『動向編』と『構造編』の連携」ということで、こちらも前回、全国物価統計調査が再編された、吸収されたということで付けられた課題になって

おりますが、箱書きの中に「今後の課題での記述」ということで、物価動向、物価構造の統計の相互連携といいますのは、動向編と構造編を一層推進していくべきである。具体的方策について結論を得るというのが課題になっています。

具体的にどういったことかということで、第2段落に例示がなされていますけれども、構造編で店舗形態別が毎年利用可能になるということで、動向編の店舗選定の妥当性といったものについて、検証するのに使えないか。あるいは別の視点になりますけれども、統計ニーズを踏まえると、他の統計とのマッチングということで、新たな統計を作るという選択肢もあるのではないかということで、今後の課題が記述されているところです。

審査結果ということなのですけれども、第2段落の「この課題に対して」というところなのですが、調査実施者の方で検証結果を伺いました。その結果として以下のとおりであるということで、iとiiになっております。

まず、構造編で得られたデータをもとにした動向編の検証あるいは変更の一例ということで、先般の資料でもあったかと思いますけれども、構造編の銘柄別調査で把握した価格動向とか、出回り状況などを検証した結果として、「焼き肉のたれ」のみを調査していた「液体調味料」について「めんつゆ」が入る。それを動向編の方に反映するということが行われているという状況です。

それから、もう一つの大きな区切りであります他統計とのマッチング、新たな統計の作成ということなのですが、2行目の後ろの方になりますけれども、例示として商業統計などが挙げられているのですが、他統計との事業所の捉え方といったものが異なりますので、マッチングはなかなか困難であるという回答でした。

そういった回答を受けまして、これらの対応状況が適切かどうかということについて再確認する必要があるということで、論点としては3つ挙げているところです。

論点の1ですけれども、動向編に係る調査品目あるいは店舗選定の妥当性の検証ですけれども、具体的にどのように行ったのかというのが1つ目。

2つ目としては、大型店舗など、調査員が対象になる店舗についてどのように把握しているのか、他の統計調査もお店を調べているわけですけれども、同じような把握方法でない理由は何かというのが2つ目。

3つ目としては、他の統計調査とのマッチングについて、事業所の把握の仕方が違うという説明だったのですが、それ以外について何かあるのかといったものを論点として投げかけております。

以上です。

○廣松部会長 それでは、調査実施者の方から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御回答いたします。

そこの対応部分につきましては、資料4の4ページ目1枚という形でまとめさせていただいております。順次、御説明いたします。

まず、1つ目の論点に関しましては、具体的にどうしたのかという話が中心になると認

識しています。

回答の中で、3段落ありますけれども、中心部分は真ん中の段落ということになるかと思いますが、具体的には平成25年の調査結果を用いまして、両調査による調査銘柄の価格変動を比較いたしまして、何か反映できるところはないかと確認したというところです。結果的には先ほど御紹介がありましたとおり、液体調味料の品目について、いい例ができたということで、今後もこういう形で活用していければと思っている次第です。

2つ目と3つ目の論点に関しましては、審査結果のところのマッチングの関係の話だと認識しております。

2つ目に関しては、要は動向編の調査方法を御説明するようなイメージになってくるわけですが、調査の店舗の選択に関しましては、調査地域内の店舗から販売数量が多い順等で、代表的な調査店舗を現場の調査員や指導員が判断して選定というやり方をとっています。要は、普通の調査で言うところの抽出とか、機械的抽出とかそういう形ではないというところがあります。

また、調査に関して、売れ筋の商品価格とかサービス料金を調査していくこと自体が目的であるということもあって、実査において、通例であれば事業所の定義というのは調査でかなり厳密に定義しておりますし、大規模店舗の中にある小さいものも全部別事業所という形で捉えるものなのですが、こちらに関してはどのようなところに行って買っているかというのも見ていることもありますし、大型店舗と店舗内の経営主体が異なるテナントについては特段区別をしていないという形で調査をしているということになっております。

ということで、別事業所として名簿を整備するということに関しては、今のところ、我々の調査の方では実は必要性が余りないということもありますし、こちらを入れていくということは事務の負担分になってしまふというところがあります。

3番目は、マッチングについて事業所の把握方法の違い以外の問題点はあるか。これは、マッチングが困難だと書いたからだとイメージしておりますが、基本的に私どもではほかの問題点を把握しているわけではありません。

以上です。

○廣松部会長 それでは、今の回答に関しまして、御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○西郷委員 2番目の論点に関して、これは多分、全国物価統計調査が小売物価統計調査の中に吸収されるという時に、私が出したお願いであったかと思うのですけれども、小売物価統計調査というのは消費者がどういう価格で買うのか、消費者物価指数を作ることが目的で行われている調査という側面がありますので、いわば小売価格というのは需要者の側から見た時にどうかというのを見ている。それに対して、なくなってしまった全国物価統計調査というのは、小売価格をいわば供給者の方から見た時にどうかという形で作って

あったのが全国物価統計調査であったと私は理解しております。

2番目の要件というのは、全国物価統計調査が統合されることによって、供給の側から小売価格がどういうふうに形成されているのかというのを見る統計がなくなってしまう。それを補う意味で、いわば供給側の変数というか、条件というのを組み合わせるような形で、供給側から価格が見られるようにしてほしいという意味を込めてお願いをしたつもりがありました。

確かに、小売物価統計調査の店舗の管理の仕方というのが、経済センサスであるとか商業統計と異なるということは分かりましたけれども、それで駄目ですと言われてしまうと、私はもったいないなという感じもするわけなのです。むしろ、事業所の名簿の管理の仕方とかは、事業所の母集団データベースであるとか、経済センサスであるとか、そういうしたものにだんだん揃えていくというのが小売物価統計調査に限らない全ての統計調査の指向性というか、方向性だと思うのです。

ですから、小売物価統計調査が経済センサスやあるいは商業統計調査とマッチングできないとしたら、むしろ小売物価統計調査の店舗番号の管理の仕方というのを見直していくべきなのではないかと私は思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 ありがとうございます。

もともと御指摘いただいた問い合わせに対してこういう答えで申し訳なかったのですけれども、基本的にはほかの統計調査と違いまして、小売物価統計調査の場合は、事業所の名簿を手元に持って、そこをもって抽出するという、いわば極めて事業所統計調査とマッチングしやすい形をとっているわけではなくて、実際に現場に行って直接小売店舗を見つけてくるという形になっておりますので、事業所名簿とマッチングをするとなれば、持ってきたものをさらに事業所名簿とマッチングしていくという、通例の、研究者の方々でもかなり大変な思いをしてよく研究をされている時にやられているような作業がどうしても必要になってしまふというところがあります。

かつ調査上の必要性が余りないことをもって、なかなか地方公共団体のプラスアルファの負担をお願いしにくい中もありますし、詳しい情報をなかなかプラスアルファでとってくることも難しく、かつデータのマッチングをどこまでできるのかという話も出てくるのかなというところで、今の調査の私たちの流れの中で、自然にできるような形のものではないというイメージでお答えを返させていただいたというところになるかと理解しています。

○北村委員 今の説明の2番のところで「販売数量が多い順などにより」と書いてあるのですけれども、それは別に経済センサスの売上高で見て順番を決めてというわけではなくて、調査員なり指導員が見て、人が出入りしている大きい店舗に行ってみるという形のレベルであって、本当の意味での母集団のデータを使っているという話ではないということなのですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 そういう御理解で結構です。

まさに、地元の人たちが一番行っているところに調べに行くというやり方をとっているということです。

○廣松部会長 今の御質問と関連して、その下に「価格報告者台帳」というのがありますね。これは、どれぐらいの頻度で改訂されているのでしょうか。

○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計課長補佐 それは適宜変更しております、例えば、今までとっていた店舗が廃業したということで、要は別店舗を調査しなければいけないといった時には、速やかに別店舗を探して、この台帳を更新するという手続を調査員が行っているという方法です。

○廣松部会長 その安定性を見るには、今おっしゃった改廃の処理が当然必要だらうと思いますけれども、この台帳全体のうち、継続して調査しているというのはどのぐらいの割合というのは今すぐ分かりますか。

○河野総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計課長補佐 申しわけございません。手元にそういった資料がありません。

○廣松部会長 では、もしそれが次回までに分かるようでしたら情報を頂くことにしまして、少なくとも今の説明で、この調査は、経済センサス・活動調査のような形の母集団名簿というのがあって、経済センサスはそれを作るためのものでもあります、その他のサンプル調査のように、それを母集団として、そこから標本設計に基づいてとっているというわけではないということのようです。それを、先ほど西郷委員がおっしゃったような形に変更するというのはかなりの作業を伴うことになろうかと思います。

ほかに御意見等はありませんでしょうか。

この動向編と構造編との連携については、1のところではお互いのよさを生かして、動向編に銘柄で新たなものをつけ加えるようなこともできたこと、その点は大変いい結果だと思います。しかし、2番目、3番目の論点に関しては、この調査の特徴から、他の統計調査との連携ということに関しては、現時点では難しいということです。

よろしいでしょうか。

では、この点に関しましては、先ほど私の方から申し上げましたが、価格報告者台帳に関して、次回にもう少し説明を加えていただくということにして、この部分に関して本部会としては適当とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、審査メモの7ページの「(3) 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」に関しまして、事前審査の結果を事務局からお願ひいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 では、御説明をいたします。

特売、通信販売価格、割引・特典サービスということなのですが、今後の課題ということで示されましたのは、以前の全国物価統計調査で把握していた特売あるいは通信販売価格、割引・特典サービスといったものについて、動向編では意識的には把握をしないということになりますので、実施状況の把握に対する要望の動向といったものを踏まえて把握

の必要性、技術的可能性について検討してほしいというのが今後の課題ということでした。

審査結果、いわば現状ということになりますけれども、第2段落の「この課題に対して」というところです。幾つかパツは分かれるのですが、まず、通信販売価格につきましては、そのうちインターネット通販について導入を検討するということで回答を頂戴しています。

一方で、特売価格あるいは割引・特典サービスにつきましては、調査結果のニーズが少ないにもかかわらず実査上の負担というのが大きく増加するといったことなどの理由から、その段落の最後になりますが、把握をしないということで回答をいただいているところです。

そこで、インターネット通販については導入を検討するということでしたので、その導入予定について明確にしてほしいということもありますし、実施困難とおっしゃられている特売価格について、その理由が妥当かどうかということで再確認したいと思っております。

そこで、以下の3つの論点を投げかけているところです。

1つ目としては先ほど申し上げたとおり、通販価格の把握の検討状況、今後の検討スケジュールについてどうなっているか。

2つ目として、特売、割引・特典サービスを把握しない理由なのですけれども、ニーズが少ないと説明なのですが、それはどういった根拠から判断をしたのかということ。それから、調査員調査以外の方法で把握することはできないのかといったことです。

3点目は通販価格の関係なのですが、インターネット通販を除く通販価格の売り上げに占める割合は減少傾向ということでしたので、そのデータをお示しくださいといったことを示しております。

以上です。

○廣松部会長 それでは、ただ今の論点に関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 回答させていただきます。

こちらに関しましては、資料4の5ページと6ページに相当いたします。順次御説明させていただきます。

初めに、通信販売価格の把握のことに関してなのですが、実はまさにこれから検討するということとして、最終的にどうかはともかくとして、現段階では他の調査等の並び等々も見つつ、経済センサスがここで出てしまうのですけれども、経済センサスのデータ等から電子商取引を行っている代表的な企業とか事業所を特定した上で、多分、売上高データとかを見ることになるかと思うのですが、当該事業所に対して聞き取りをするというやり方でやってみるのはどうかなと思っておりまして、研究会の立ち上げをしつつ、今年度は予算要求をしながら、来年度に何らかの形での試験調査をやってみたいなと思っているところです。

そのイメージからしますと、あとは完全に予定でしかありませんが、こういうような検討経緯を踏んだ上で、30年の1月に調査開始という感じで運んでみるはどうかと思っているということです。

それから、特売価格及び割引・特典サービスを把握しないことに関するニーズの把握等々という話ですが、まず、ニーズに関しては2ポツの2段落目に書いています。ほかに方法もありませんので、関連統計表の参照状況というのを挙げさせていただいておりますが、まず、調査結果の法令に基づく利用とか行政上の施策への利用はない状況です。それから、結果表の参照についても、最も参照されたものが1表当たり1,835回という書き方になっておりますが、特売価格関連の統計表が247回、これは5年間での数字ですけれども、割引・特典サービス関連の統計表については189回ということで、7分の1、10分の1。との比較になっている統計表もそれほど多いわけではないのですが、それにも増して少ない状況になっているということかと思います。

一方で、割引・特典サービスに関しては、把握するのはその時に必ずやっているとも限らないこともありますて、ここにターゲットを置いて把握するのは結構大変だということもありますて、費用対効果の面から今回は御遠慮させていただきたいという話を書いているところです。

とはいって、特売に関しましては昨今いろいろと御指摘もあるところでもございますので、POSデータを買ってみていろいろと眺めてみるとこのことをやっておりまして、残念ながら、まだいろいろなところで御報告できるほどの知見がたまっているわけでも何でもないのですが、こういうところで引き続き注目はしていきたいと考えているところです。

次に、インターネット通販を除く通信販売の売上高に占める割合が減少傾向であるというのは具体的にどういうことかということですが、富士経済によるマーケット情報から作成という形になっておりますけれども、見た限りこういう傾向で、55%、44%ぐらいのところから、年を追うごとに7対3ぐらいになってきてているということもありまして、これを見た限り減少傾向にあるのかなと判断したというところです。

私からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この点に関しまして御質問、御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○北村委員 ネット通販みたいな話は前回議論した時に私が質問して、まだ時期尚早ということで様子をみますという話だったと思うのですけれども、今回も27年ぐらいから検討を始めるということですけれども、実際には書籍とか音楽の販売というのはかなりネットで行われていて、書店なりCDショップとかがどんどん潰れたりとかしていて、かなり構造変化を起こしているぐらい大きく変わってきたいるのではないかなどと思うのですけれども、ただ、小売物価レベルで見ると、それほど慌てて対応する必要はないという感触なのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御指摘いただいて歩みがなかなか遅くて申し訳ない限りなのですけれども、御指摘いただいたCDとかその辺の話については、幾ばくかはCPIの次の改定のところで盛り込まれているものもございまして、こちらに頼らずにやっている部分も出てきているということで、調査上はなかなか無視できないような状況になってきているということで、こういう取組を正面切ってやっていこうというイメージになっています。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡辺専門委員 ネットの価格の話ですけれども、5月の時にオタワグループミーティングというのを総務省の方々がオーガナイザーになって東京で開催していただきましたけれども、私はたまたまそこのチエアーをさせていただいたのですが、その中の一つのセッションでは、新しい価格のとり方、データソースのイシューというのがテーマになっていて、とりわけこのネットの価格をどうとるのかということを議論したわけです。

私がその時に非常に印象深かったのは、ヨーロッパの北欧だったと思いますけれども、幾つかの国の方々は実際にネット上で価格を集めることをウェブスクレイピングと言いますけれども、そういうことをやっていらっしゃっていて、その場でもデモンストレーションで、こうやって集めているのだみたいなことを見せてくれたわけです。彼らからすると、ネットが大事かどうかというのは話題にもならず、実際にどうやって集めるとか、あるいは集めた価格がどういう意味で既存のCPIにフィットするのかということにもう関心が移っているわけで、大変申し訳ないですけれども、そういう点からすると非常に遅いなと思います。

ウェブスクレイピングは、今は既存の出来合いのソフトもありますし、そんなに高い技術ではなくても、プログラムに教え込むことによって勝手にそのデータを集めるということを機械がやってくれるようになってきていますので、それほど予算がかかる話でもないし、あるいはマンパワーが必要なことでもないと私は思いますので、余り時間をかけずに、特に試験調査とかそういうことをやっている時間を使うのであれば、実際に自分たちで集めてみるということを始めた方がいいのではないかと思います。とにかく手を動かしてやってみて、実際にどういう価格が集まるのか、それが有用なのかということをもう少し手ざわり感覚を持ちながら評価をして、前に進むということを心がけた方がいいのではないかと思います。ほかの国はそうやっているわけで、日本だけできないという理由はどこにもないと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 御指摘ありがとうございます。

確かに、調査の面では歩みが遅いというのはそのとおりだとは思いますが、一方でCPIへの反映に関しましては、先ほども若干申し上げたとおり、これも遅いのかもしれませんけれども、現段階で何らかの形で数字が集められるものに関してはそれなりに反映した形で対応していくという取組は行っております。

これは、小売物価統計調査での対応として、そもそも店舗をそういうところから選んで

いくという考え方の中での取組ということで、当然、そういうところで集められていてCPIの方に反映されていくものもどんどん出てくるかと思いますが、そういう意味では、簡単にできそうなところは一部やっているところがあるのですけれども、全体的に調査の方でどこまで対処できるかという趣旨で書かせていただいていると御理解をいただければと思います。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

確かに、この点に関しては残念ながら歩みが遅いという印象はぬぐえません。ただ、少なくともそういう研究会も含めて対応していこうということですので、それに関してはスピード感も含めて御努力いただければと思います。

ほかに、この点に関して御意見はございませんでしょうか。

それでは、「特別価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」の対応については、今、申し上げたようになるべくスピード感を持って対応していただきたいということを付け加えるということで、本部会としては適当とさせていただきたいと思います。

次に審査メモの8ページの「（4）現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」についてですが、この部分に関しましては本日の部会の冒頭において宿題事項と一緒に既に議論をいたしましたので、ここでは省略をさせていただきまして、次に、今後の課題の最後として、審査メモの8ページの「（5）小売物価統計と消費者物価指数との関係」についてでございます。これについて、事前審査の結果を事務局から説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、小売物価統計と消費者物価指数の関係について、簡単に御説明いたします。

前回の答申で今後の課題ということで残されましたのは、消費者物価指数という存在を単独の基幹統計とするか否かについて検討しなさいということでした。

審査結果の部分に記述しておりますけれども、現在、消費者物価指数というのは小売物価統計調査の集計事項の一つということで位置づけられています。この課題は、消費者物価指数が加工統計であって、かつ小売物価統計調査のデータをメインとして使いつつも、それだけではないということ、また、利活用上、新聞紙上等も含めて独立した統計という認識を持たれている傾向が強いということから付されたものと認識をしております。

これにつきまして、調査実施者からは、消費者物価指数の知名度は高い、あたかも独立した統計であるかのような外形を持ちつつも、今も申し上げたとおり、直接のデータというのは専ら小売物価統計調査から得ており、両者は一体的なものであるということから、現行どおり、小売物価統計調査の集計事項の一つという位置づけをし、単独の基幹統計としては独立させない方が適当との説明を受けております。

ということで、これにつきましては論点は2つ投げかけをしております。

1つ目としましては、要は小売物価統計の一部ということになりますが、引き続き小売物価統計調査の集計事項の一つとして扱うこととした場合と、消費者物価指数を単独の基

幹統計とした場合のメリット、デメリットについてどのようなことが考えられるかということが一つ。

2つ目としては、CPIを単独の基幹統計とした場合、一次統計と加工統計の連携面での悪影響、何らかの支障が生じる可能性はあるかといったことについて、論点として付しているところです。

○廣松部会長 それでは、今の論点に関しまして、調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 回答させていただきます。

こちらは資料4の一番最後の10ページに記載をさせていただいております。

回答としてはまとめて書いてしまっておりますが、基本的にはメリット、デメリットをまとめろというお話がございましたので、表の形でまとめさせていただいております。基本的には、片方のメリット、デメリットはもう片方のメリット、デメリットの裏返しという形態になってございますが、引き続き、小売物価統計の一部として位置づけた場合に関しましてメリット、デメリットを御説明させていただきますと、先ほども若干お話がございましたが、小売物価統計調査は消費者物価指数を集計するために実施しますという調査目的をもともと持っています、これと整合性がとれます。それから、統計委員会において、こういう形で調査内容の変更と一体的に議論をいただいて、CPIの都合上、場合によつては他からデータを持ってくる場合もあるのですけれども、メインがあくまで小売物価統計ということで、一緒に議論いただくことができるというところをメリットとして考えています。

一方で、デメリットという話に関しましては、多分、先ほど御指摘のあったとおりということで、基幹統計の位置づけを与えられていないという誤解を与えられるのではないかという話があると思います。

単独で基幹統計した場合のメリット、デメリットはそれを逆転したようなものがはまっているということです。

最終的にどんな悪影響が生じるのかという話は、誠に申し訳ないのですが、先ほど審査側の方から御紹介いただいたとおりになってしまいますが、だんだんそうでないものもあるとはいえ、それでもかなりの部分が小売物価統計調査の結果からできたデータで生成されるということで、同調査の集計事項とされていることでございますということ。また、調査品目の選定においても密接不可分という形になってございますので、せっかくのメリットを変更してなくしてしまうということはやらなくてもいいのではないかということをまとめさせていただいているところでございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この点に関しましては、前回の答申の中で、次回の公的統計の整備に関する基本的な計画の策定時までに検討することということになっておりましたが、本日、資料4の10ペー

ジにあるような形の検討結果を得たということでございます。

これに関して御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○北村委員 消費者物価指数というのが、ここで小売物価統計の集計事項の一つということですけれども、もう一つ家計調査を使っているということなので、2つの基幹統計を使って作った重要な指標ということで、新たにそれを基幹統計とする必要はないのではないかというのに私は賛成なのです。

というのは、基幹統計が実は結構あって、それの見直しもしなくてはいけないところがなかなかできていないというところもあって、さらにこれを基幹統計と位置づける必要が本当にあるのかどうかというのを私は判断できないところがあるのですけれども、もしこういう形で加工した統計を基幹統計にしていくということをやるとすれば、ここでの審議ではないと思うのですけれども、既存の基幹統計を廃止するようなこともできないと、どんどん増えていくという形になりかねないという感じなので、安易に基幹統計として加えましょうという議論には余り賛成できません。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますでしょうか。

今、北村委員からは、現在の基幹統計の数を増やすのはいかがなものかという御意見がありました。小売物価統計調査の立場からすると、ここでは微妙な書き方がしてあるのですが、CPIは集計事項の一つという書き方になっています。もちろん小売物価統計という形で、それ以外の調査結果も公表されていますが、社会的に消費者物価指数というのが最も注目される集計事項の一つということではあると思います。

いかがでしょうか。

○渡辺専門委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、例えば、先ほど話が出た品質調整みたいな作業というのは、小売物価統計の作業じゃないと思うのですけれども、小売物価統計というのは価格を集めものだと認識していますから、そこは認識があったら教えていただきたいのですが、集めたものを加工してCPIを作っていくのが消費者物価指数だと思うのですが、そうすると、家賃に限らずいろいろなものについても品質調整をなされていますけれども、その詳細というのは、小売物価統計の中で行われているということになるのでしょうか。どちらに含まれるものなのでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今の扱いとしては、消費者物価指数は小売物価統計調査の集計の一つの形ということで、完全に含まれていますので、消費者物価指数での取扱いというのは、一体的議論ということを考えれば、小売物価統計調査に関連する形で議論されるということになろうかと思います。

答えになってしまいかもしれないで、もう一度間違つていればお答えし直します。

○渡辺専門委員 私の理解は、小売物価統計は単に価格を集めてくる部分だけなのかと思っていたのですけれども、そうではなくて、それを品質調整する作業も小売物価統計の作

業の一部だという理解でよいですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 現状のままということであれば、集計事項の中に含まれていますので、品質調整についても小売物価統計の議論の中で扱うということになろうかと思います。

○渡辺専門委員 何を気にしているかというと、小売物価統計についても個票の申請ができるようになりつつあるわけですけれども、そういう準備を進めていただいていると聞いていますが、その場合に個票として私たちみたいな研究者が見られるものというのは集めた価格だけなのでしょうか。それとも、集めた価格を集計するプロセスで、どこにどういう品質調整を施したかとか、そのものも含まれるのでしょうかという趣旨です。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 具体的に、消費者物価指数の細かな算定方法というか、推計方法に関する情報提供という意味合いということでしょうか。

○渡辺専門委員 そうです。仮に小売物価統計調査の個票が開示されて、限定された研究者とかに公開されている状況を考えましょう。その時に、シャンプーが幾らという値段が一部の研究者に開示された情報として見えているわけですけれども、それに加えて、消費者物価指数を作る上でシャンプーの品質調整をどう行ったのかというその情報も開示されるものでしょうか。それとも、それは消費者物価の一部なのでという、切り分けがあるのかを知りたかったのです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 济みません。その点については、今、統計局も個票の管理がどうなっているのかという部分もありますので、確認の上、次回お答えさせていただくことでよろしいでしょうか。

○渡辺専門委員 はい。

○廣松部会長 その点は次回お答えいただくことにして、ほかに御意見はありますか。

どうぞ。

○西郷委員 余り問題を複雑にはしたくないのですけれども、鉱工業指数と生産動態統計との関係というのが小売物価統計と消費者物価指数と使い方としては似ているわけですね。家計調査に当たるのが工業統計表ですけれども、鉱工業指数の方は単独で基幹統計になっている。消費者物価指数の方はそうではなくて、小売物価統計の一つの集計事項となっているということで、ちょっと体系として見た時どうしてなのかという説明はどうしても必要だとは思うのです。今回の御説明が説明として通用するかどうかという話だと思うのです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 鉱工業指数につきましては、生産動態統計の結果を中心に、国交省の鉄道車両であるとか、厚生労働省の薬事生産動態であるとか、農水省のデータもあったかと思いますが、他の統計調査の結果を集合して加工している。一方で、CPIについては、小売物価統計調査以外に家計調査のデータも使っていますが、あくまで品目ウエイトづけで利用しているにとどまり、必ずしも同じ利用形態と

いうか、鉱工業生産指数と消費者物価指数が同じような扱いというわけでもないと考えます。

○廣松部会長 内容的には、今、事務局から説明があったとおりかと思いますが、もう少し過去の経緯というのがあって、鉱工業生産指数は、新統計法になってから新たに基幹統計に指定されたものですが、CPIについては、小売物価統計の一部として、昔から、そういう位置づけにあったものですから、現在もそれを引き継いだ形で位置づけられているということになろうかと思います。

○岩下専門委員 私が余り基幹統計の位置づけの重要さがよく分かっていないからだと思うのですけれども、メリットとデメリットの左側の下の、一部として意見上の位置づけだとデメリットというところで書いてある理由が全然デメリットに感じられないのですが、本当にデメリットだったらデメリットだと分かるように書いていただけるものにはなっていないということなのですが。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 私たち自身がデメリットを感じているかという話と、問い合わせて設定されている話は当然違ってくると思いますが、あえてデメリットとして書くとすれば、大きく見た時にこれぐらいしかないのだろうと思って書いていると御理解をいただければと思います。

○廣松部会長 付け加えて言いますならば、加工統計がここで言う基幹統計になったのは、SNAを除いて統計法が新しくなってからです。

○北村委員 途中で済みません。

思考実験として考えた場合に、消費者物価指数を基幹統計として導入した場合に、諮問が出た場合に、今回のような品質の調整とかを小売物価統計の部分でやるのか、消費者物価指数の部分でやるのか、どっちがどういうふうになるのかということのイメージがつかみにくいのです。

○廣松部会長 それはどちらかというと、委員会担当室の方で、どの部会の任務にするかを決めていただくということにならざるを得ないのではないかと思います。

○北村委員 もちろん、実質的にそういうことになればそうかもしれませんけれども、今の段階で、消費者物価指数に関わるいろいろな議論が小売物価統計調査の審査の中でできるのであれば、それを新たに1個加えて審査を分散化してしまうとか、ばらしてしまうということがデメリットのような気もするのです。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

この点に関しては、確かに前回の答申の時に今後の課題として挙げられたものではあります、今、皆様の御意見を伺っている限り、特に消費者物価指数を別のあるいは独立させた基幹統計とする大きな理由は必ずしも出てこなかったように思います。

また、確かに将来的に事務局から発言もあったように、次期の基本計画で、基幹統計全体の見直しという観点から議論をすべき点かとも思います。

その意味で、今回的小売物価統計調査の変更に関する諮問に対する回答として、調査実施者の方から出された回答に関して、特に強い御異論はないように思いますので、一応、本部会での結論としては、この回答を適當とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もし、何かほかに後から御意見等がありましたら、お寄せいただければ、それを反映した形で答申の中で触れるか、あるいは私のメモという形で委員会に報告をするか、事務局、調査実施者と相談をしたいと思います。

もう4時になってしまったのですが、申し訳ありません、あとちょっとだけお時間をいただいて、きょうの部会の審議のまとめとさせていただきます。

審議そのものはこれで一通り終わりました。本日の議論、審議はここまでとさせていただきます。

本日御審議をいただいた結果を簡単にまとめますと、まず、動向編、構造編の品目の選定基準に関して。これは前回の宿題と同時に、平成24年の時の答申の今後の課題の一つでもございましたが、本日提出していただいた資料1の形で選定基準の案を出していただき、それに基づいて御意見をいただきました。

その選定基準（案）に関して、幾つかの点で修文を要するという御意見をいただきましたが、それに関しましては後ほど調査実施者、事務局と相談をした上、改めて次回に案を提出させていただきます。

2番目として、消費税抜きの指数の作成及び公表につきましては、現在、実際に検討していただいているわけですが、一つ目として、その検討をしていただいた上で、次回にある程度の方向を出していただければという点、二つ目は、ゼロベースの指数を作るのか、ゼロ以外で作るのかということが、議論になったと思います。

後者に関して、特に消費税率が5%の時の数値を作るということには、平成29年に予定されている税率の変更の時に、5%から8%に変わってどういう影響があったのかということを分析し、それに基づいて今度は8%から10%に税率が上がった時にどのような影響がありうるのか、さらには、もし軽減税率等が導入された時にその影響を知るという意味で、意義があると思います。さらにもっと遡って、消費財率がゼロ%であるような仮想的な社会における価格はどのような水準であるのかということを分析することにも意味はあると思います。

その辺のことに関しては、次回、調査実施者の方からお考えをまとめていただいた上で、説明していただければと思います。

スケジュール感に関しては、次の家賃の経年変化を踏まえた品質調整のところである程度書いていただきましたとおり、2017年平成29年の4月までを目途に出していただくということにいたしました。

次に、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整に関しては、まず、日本銀行の方から、現在日本銀行で行われているオフィスの賃貸料の品質調整に関しての概要を伺いました。その

上で、検討すべき課題、制約が大変多い中、調査実施者から今回具体的なスケジュールを示していただいたということに関しては是としたいと思います。そして、そのスケジュールに沿った対応がなされることを希望したいと整理をいたしました。

ただし、これも次回お願いをしたいことですが、帰属家賃も含めた現在の家賃の扱いの現状の認識を再度確認していただき、その根拠づけというか、妥当性に関してもう一度まとめたものを出していただきたい。その時に、今後、試算も含めて、いろいろ検討をしていただく中で、モデル地区等を設けた試算が可能かどうかについても検討をお願いしたいということでした。

それから、今後の課題のところで、動向編と構造編の連携に関連して、価格報告者台帳の説明を次回お願いしたい。

それから、特別価格、通信販売価格等の実施状況に関しては、今後検討していただくということですが、ここは強調をしておきたいと思いますが、スピード感を持ってぜひ検討していただきたいということ。

最後に、小売物価統計と消費者物価指数との関係に関して、全体としては調査実施者からの回答を適切としたしました。その議論の中で、もし小売物価統計調査の個票というか、調査票情報の提供を受ける時に、消費者物価指数の方法、特に品質調整等に関して、どこまで情報が開示できるのかという点に関して事務局と調査実施者の両者で現状はどういう状況になっているのかを見ていただき、次回、回答をいただくということにしました。

最初にも申し上げましたとおり、予定としては次回をこの小売物価統計調査に関する審議の最終回にしたいと思っております。したがいまして、答申（案）の審議も行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後に皆様にお願いですが、本日の議論につきまして、お気づきの点等がありましたら、来週の8月20日木曜日までに事務局まで電子メール等によって御連絡をいただければ幸いです。

それでは、次回の日程等につきましては、事務局から御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、9月3日木曜日10時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第二庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。

先ほど、部会長からお願いがありましたお気づきの点や、次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、来週の8月20日木曜日までにメール等、適宜の方法により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回の部会におきましても審議資料として使用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員及び専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら席上に置いていただければ事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りいたします。

以上です。

○廣松部会長 延長して申しわけございました。

本日の審議はこれで終了となります。

長時間どうもありがとうございました。